

浪江町公共施設等総合管理計画

平成 2 9 年 3 月

(令和 6 年 3 月改訂)



浪 江 町

目次

はじめに	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけについて	2
3. 計画の対象範囲等について	2
(1) 計画対象範囲	2
(2) 施設の単位	2
(3) 作成にあたっての情報収集方法	2
4. 計画期間について	2
第1章 人口等の現況と将来の見通し	3
1. 人口の推移と今後の見通し	3
(1) 人口の推移	3
(2) 年齢3階層の人口の推移	5
(3) 将来人口の推計	6
2. 歳入歳出の推移と財源の見通し	7
(1) 歳入の状況（一般会計等）	7
(2) 歳出の状況（一般会計等）	8
(3) 財政指標の状況	9
第2章 公共施設等の現状	13
1. 公共施設等の現状	13
(1) 公共施設の保有状況	13
(2) 過去に行った対策の実績	16
(3) 1人あたりの公共施設の延床面積	17
(4) 今後の公共施設整備の予定	18
2. 建築年別公共施設等の現状	19
(1) 建築年別分布	19
(2) 経過年数の状況	20
(3) 有形固定資産減価償却率の状況	22
(4) インフラ資産の状況	22
(5) 耐震化の現状	23
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等	24
1. 従来型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	24
(1) 更新コストの考え方	24
(2) 大規模改修コストの考え方	25
(3) インフラ資産の更新の考え方	27
2. 長寿命化型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定	29
(1) 更新コストの考え方	30
(2) 大規模改修コストの考え方	31
(3) インフラ資産の更新の考え方	33
3. 公共施設等に対する充当可能財源と中長期的な経費の見込み	34
(1) 公共施設等に対する充当可能財源の見込み	34
(2) 公共施設等の更新の考え方について	34
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み	35

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	37
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）	37
(1) 急激な人口変動・構造変化への対応	37
(2) 官民の役割分担の明確化による行政負担の軽減	37
(3) 厳しさを増す財政状況への対応	37
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）	39
3. 具体的な取組方策	42
(1) 点検・診断等の実施方針	42
(2) 維持管理・改修・更新等の実施方針	43
(3) 安全確保の実施方針	43
(4) 耐震化の実施方針	44
(5) 長寿命化の実施方針	44
(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針	44
(7) バリアフリー化の推進方針	46
(8) 脱炭素化の推進方針	46
(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	46
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	48
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について	48
(1) 行政系施設	48
(2) 文化系施設	48
(3) 保健・福祉施設	49
(4) 医療施設	49
(5) 学校教育系施設	49
(6) 社会教育系施設	50
(7) スポーツ・レクリエーション施設	50
(8) 公園	50
(9) 子育て支援施設	51
(10) 公営住宅	51
(11) 産業系施設	52
(12) 供給処理施設	52
(13) その他	53
2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について	54
(1) 道路・橋梁	54
(2) 上水道施設（管路）	54
(3) 下水道施設（管路）	55
第6章 推進体制	56
1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方	56
2. フォローアップの実施方針	56

はじめに

1. 計画の背景と目的

浪江町は、明治22年の町村制施行により浪江村として誕生し、明治33年に浪江町となりました。昭和28年10月には請戸村・幾世橋村と合併し、次いで昭和31年5月1日に大堀村・荻野村・津島村と合併して、現在の浪江町が誕生しました。

浪江町は福島県浜通りの中央に位置し、西は阿武隈山地、東は太平洋に接しており、福島県の最東端となっています。協働の輪で「海・山・川・森・人」をつなぐ緑と水で美しい豊かな「な・み・え」を目指して、上下水道、公園・緑地、住宅環境の整備に努めてきました。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による震度6強の揺れと、15メートルを超える大津波によって沿岸部に甚大な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響によって、全町避難を余儀なくされました。

現在も「帰還困難区域」の避難指示が継続されていますが、平成29年3月31日をもって「避難指示解除準備区域」および「居住制限区域」が、令和5年3月31日には帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」の避難指示が解除されました。

今後は、帰還する町民と移住者を受け入れながら新たなコミュニティ形成を支える公共施設等の再整備が求められます。

また、全国的な動向である少子高齢化・人口減少の進行による税収の減少や社会保障関係経費の増大が見込まれる中、老朽化した公共施設の維持管理費用の増加への対応・対策及び公共施設の再生と利活用を図ることが課題となっております。

こうした状況を踏まえ、町民の生活を支えるとともに、貴重な財産である公共施設等の安心で安全な施設サービスを今後も継続して提供していくことを目標に、そのための基本的な考え方と方針を整理した「浪江町公共施設等総合管理計画（以下「前計画」という。）」を平成29年3月に策定しました。

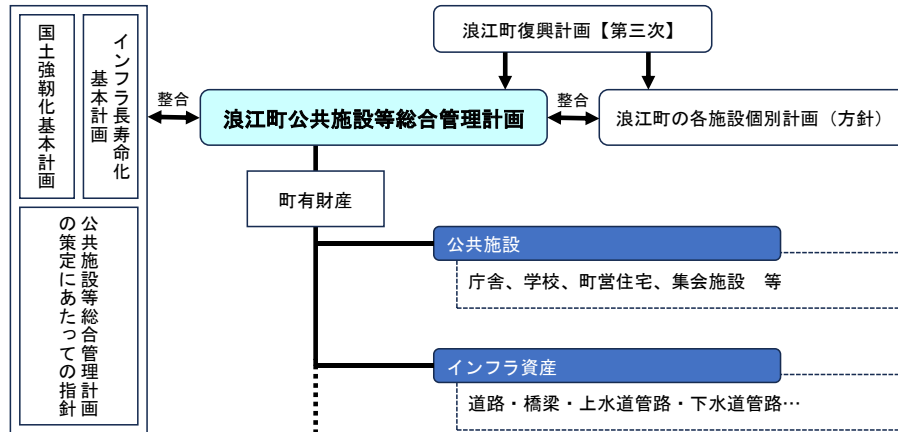
その後、総務省により令和4年4月に「公共施設等総合管理計画の策定に関する指針」等が改訂されたことから、現在保有する公共施設及びインフラ資産の整備状況を踏まえ、前計画を改訂するものです。

2. 計画の位置づけについて

本計画では、公共施設等の全体を把握することにより、将来のまちづくりを見据えながら、戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことで、コストと便益が最適な状態で公共施設等を保有し、運営・維持するための行動計画を策定するものです。

また、今後の公共施設の個別計画における指針となる計画に位置付けられます。

図0. 2. 1 公共施設等総合管理計画の位置付け



3. 計画の対象範囲等について

(1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設及びインフラ資産とします。

公共施設においては、情報収集時に明らかになった「今後整備が計画されている施設」についても把握できる範囲で計画対象とします。

- ・公共施設（公共系建築物）
- ・インフラ資産（道路、橋梁、上水道の管路、下水道の管路）

※本計画において、下水道には農業集落排水処理施設を含みます。

(2) 施設の単位

公共施設においては、一つの施設で複数の棟を有する場合があります。更に、複合施設では棟ごとに主たる用途が異なる場合もあります。

本計画では、施設ごとに棟別の調査を行い、公共施設の現状を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『浪江町公有財産台帳』に加えて、施設所管課へのヒアリング調査を行い、令和4年度末時点の情報として収集整理を行いました。

4. 計画期間について

計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直すものとします。

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

1. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町の人口は、昭和30年の27,696人をピークとして増減していますが、平成期に入ると減少の一途を辿っていました。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、全町避難を余儀なくされたことから、平成27年の国勢調査は居住人口がゼロという特殊な状況を迎えました。

現在も「帰還困難区域」の避難指示が継続されていますが、平成29年3月31日をもって「避難指示解除準備区域」および「居住制限区域」が、令和5年3月31日には帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」の避難指示が解除されるなど、まさに町内の本格的な復興・再生が加速しつつある状況にあります。

図 1. 1. 1 浪江町の避難指示状況

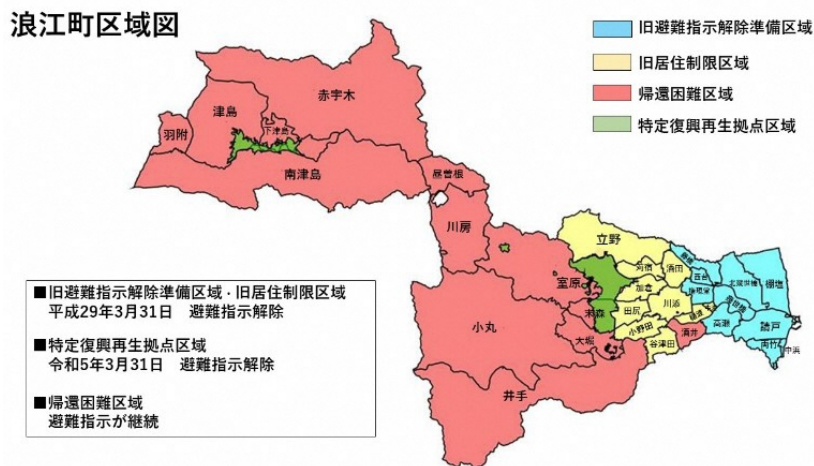


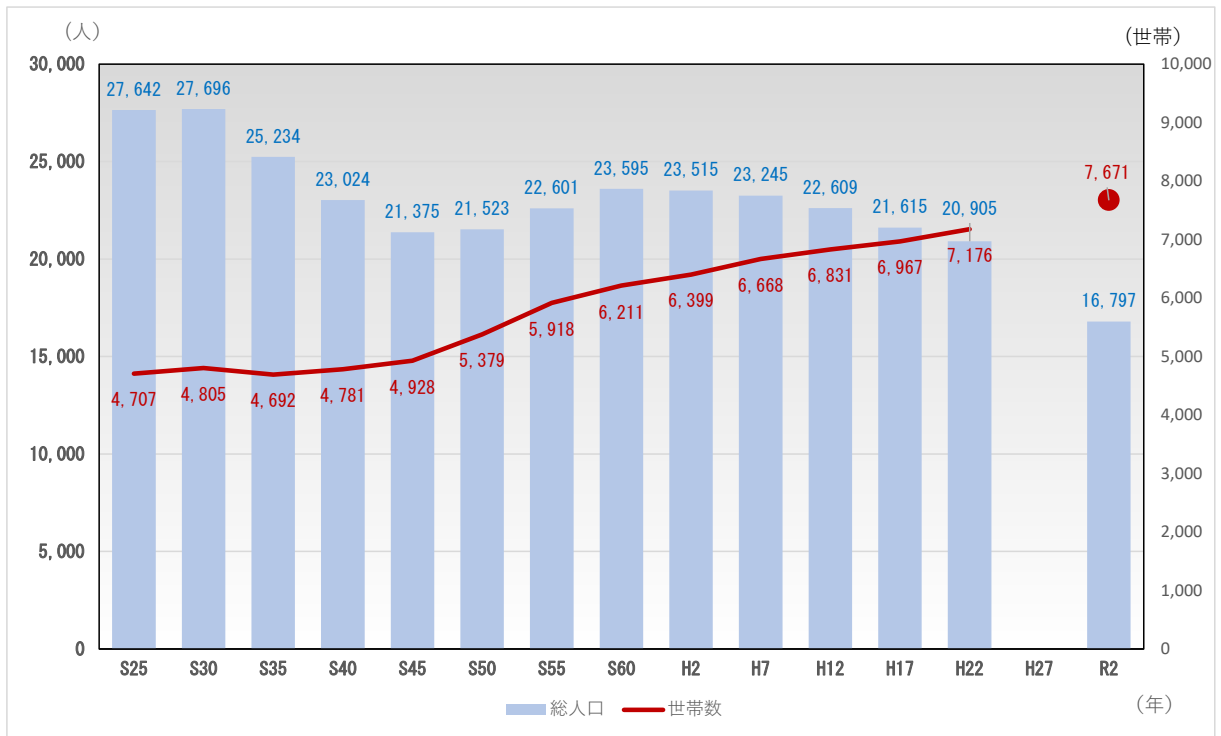
表 1. 1. 1 人口・世帯数の推移

年次	総人口 (人)	世帯数	平均世帯人員 (人/世帯)
昭和 25 年	27,642	4,707	5.87
昭和 30 年	27,696	4,805	5.76
昭和 35 年	25,234	4,692	5.38
昭和 40 年	23,024	4,781	4.82
昭和 45 年	21,375	4,928	4.34
昭和 50 年	21,523	5,379	4.00
昭和 55 年	22,601	5,918	3.82
昭和 60 年	23,595	6,211	3.80
平成 2 年	23,515	6,399	3.67
平成 7 年	23,245	6,668	3.49
平成 12 年	22,609	6,831	3.31
平成 17 年	21,615	6,967	3.10
平成 22 年	20,905	7,176	2.91
平成 27 年	-	-	-
令和 2 年	16,797	7,671	2.19

出典：国勢調査、令和2年は住民基本台帳

第1章 人口等の現況と将来の見通し

図1. 1. 2 人口・世帯数の推移



出典：国勢調査、住民基本台帳

(2) 年齢3階層の人口の推移

本町の年齢3階層別人口は、老年人口*が昭和45年の1,767人(8.3%)から平成22年の5,548人(26.5%)へ大幅に増加している一方、年少人口*は昭和45年の5,921人(27.7%)から平成22年の2,719人(13.0%)へ大幅に減少しており、少子・高齢化が急速に進行していました。

また、生産年齢人口*は昭和45年の13,687人(64.0%)から平成22年の12,550人(60.0%)へ減少傾向をみせていました。

全町避難を経た令和2年の国勢調査結果では、復旧・復興の途上ではあるものの、高齢者や現役世代が町内居住者の大半を占めていることが分かります。

一方で年少人口は僅かに2.7%に過ぎず、若年層の町内居住が進んでいない状況が見て取れます。

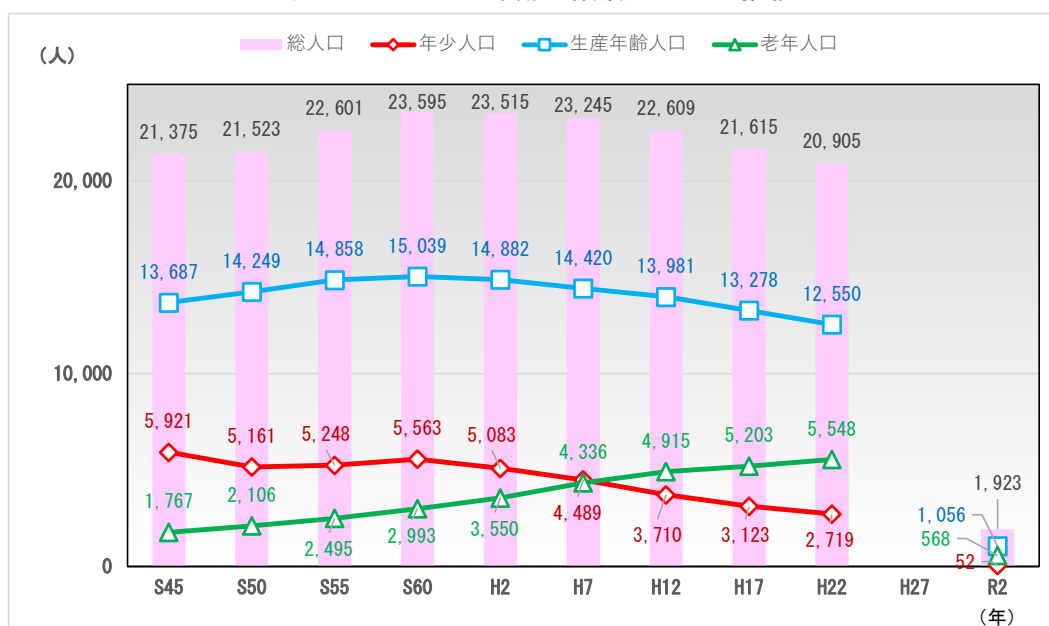
※年少人口：15歳未満、生産年齢人口：15～64歳、老年人口：65歳以上

表1. 1. 2 年齢3階層別人口の推移(人・%)

国勢調査年次	総人口	区分				割合			
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	年齢不詳	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年齢不詳
昭和45年	21,375	5,921	13,687	1,767	0	27.7%	64.0%	8.3%	0.0%
昭和50年	21,523	5,161	14,249	2,106	7	24.0%	66.2%	9.8%	0.0%
昭和55年	22,601	5,248	14,858	2,495	0	23.2%	65.7%	11.0%	0.0%
昭和60年	23,595	5,563	15,039	2,993	0	23.6%	63.7%	12.7%	0.0%
平成2年	23,515	5,083	14,882	3,550	0	21.6%	63.3%	15.1%	0.0%
平成7年	23,245	4,489	14,420	4,336	0	19.3%	62.0%	18.7%	0.0%
平成12年	22,609	3,710	13,981	4,915	3	16.4%	61.8%	21.7%	0.0%
平成17年	21,615	3,123	13,278	5,203	11	14.4%	61.4%	24.1%	0.1%
平成22年	20,905	2,719	12,550	5,548	88	13.0%	60.0%	26.5%	0.4%
平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	-
令和2年	1,923	52	1,056	568	247	2.7%	54.9%	29.5%	12.8%

出典：国勢調査

図1. 1. 3 年齢3階層別人口の推移



出典：国勢調査

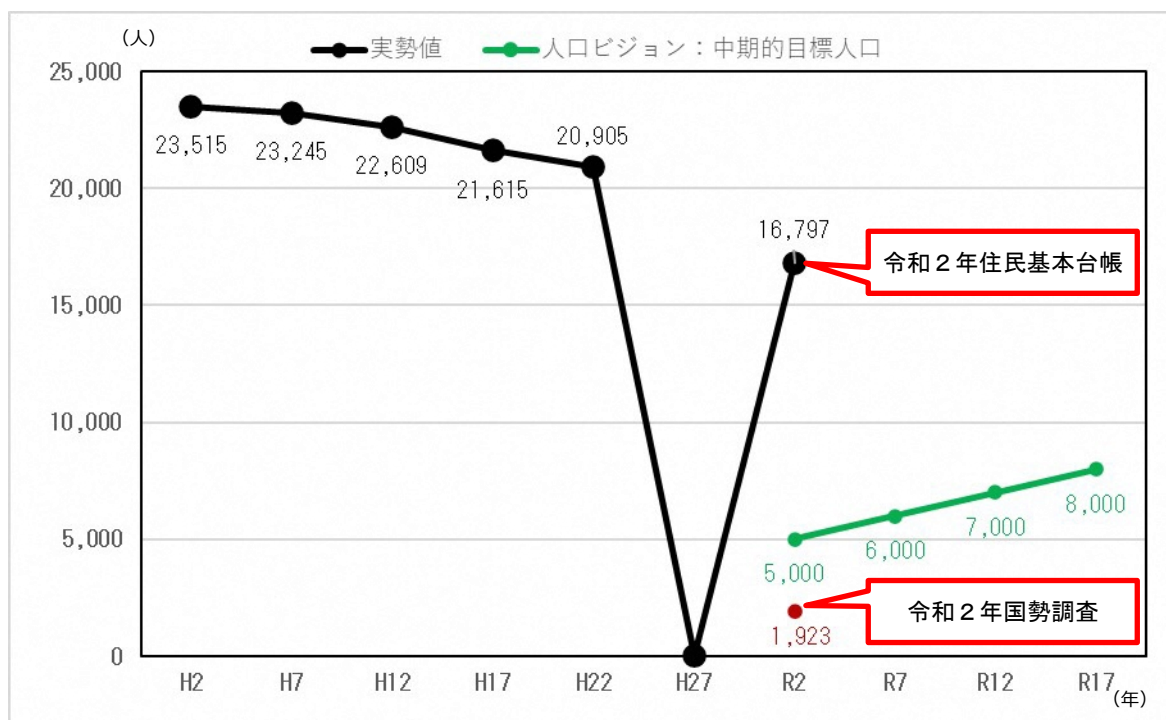
(3) 将来人口の推計

浪江町人口ビジョン（平成 28 年 3 月）では、2035 年（令和 17 年）の目標人口を約 8,000 人程度としています。

これは、避難指示の解除後に、浪江町復興計画（第三次）において位置付けられた「新たな産業と雇用を創出」することにより帰還した町民や移住者に向けて働く場を確保することによって達成されるものです。

帰還困難区域の避難指示が継続されている事もあり、令和 2 年の国勢調査人口は推計人口の半数に満たない状態ではありますが、今後の復興の進展にともない町民の帰還と移住の動きが活発化するものと期待されます。

図 1. 1. 4 将来人口推計



出典：国勢調査、住民基本台帳、浪江町人口ビジョン

2. 歳入歳出の推移と財源の見通し

(1) 歳入の状況（一般会計等）

表1. 2. 1及び図1. 2. 1に、本町における直近15年間の歳入の推移を示しました。令和3年度の歳入は416.4億円で、そのうち、地方税は14.8億円となっています。

平成29年度以降における歳入の伸びは、「避難指示解除準備区域」および「居住制限区域」が解除されたことによる東日本大震災の復興需要によるもので、全町避難を強いられた本町では、他の被災地から遅れて復興事業が本格化しているところです。

町民の帰還と移住者の増加により、本町の居住人口は今後増加が見込まれますが、全国的に少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が予測されており、将来的には徐々に地方税が減少していくものと懸念されます。

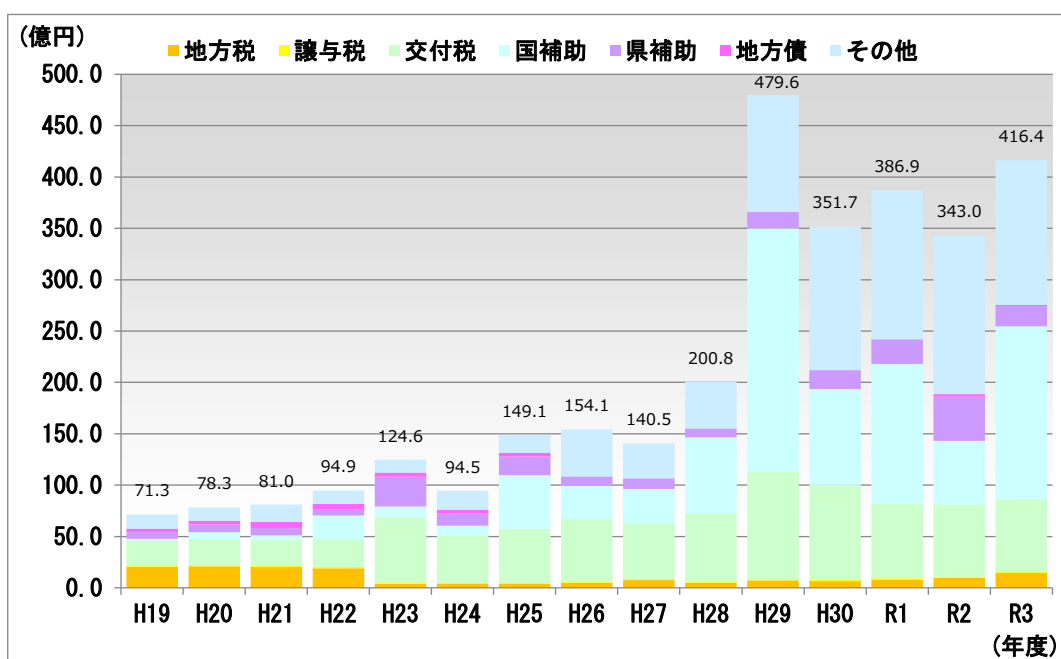
また、普通交付税の人口特例措置や震災復興特別交付税の継続措置が不透明であり、本町の財政運営はより一層厳しいものとなる可能性があります。

表1. 2. 1 歳入の推移

(億円)

年度区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
地方税	20.6	21.0	20.4	19.2	4.1	3.8	3.8	5.2	7.6	5.1	7.2	6.7	8.3	9.9	14.8
譲与税	1.7	1.6	1.5	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3
交付税	23.6	24.7	24.7	26.7	63.7	45.9	52.6	60.7	54.1	66.4	104.7	92.7	72.7	70.2	70.5
国補助	1.8	6.9	4.5	23.2	10.0	9.6	52.2	32.4	33.6	74.0	236.9	93.0	135.6	61.9	168.1
県補助	6.6	7.4	7.2	6.4	29.2	11.8	17.9	9.1	10.1	8.8	16.1	18.5	23.9	43.0	19.6
地方債	3.3	3.9	5.9	4.9	3.9	3.8	3.9	-	-	-	-	-	0.0	2.5	1.1
その他	13.7	12.7	16.9	13.1	12.4	18.3	17.4	45.4	33.9	45.3	113.6	139.6	145.0	154.2	140.9
歳入計	71.3	78.3	81.0	94.9	124.6	94.5	149.1	154.1	140.5	200.8	479.6	351.7	386.9	343.0	416.4

図1. 2. 1 歳入の推移



出典：地方財政状況調査

第1章 人口等の現況と将来の見通し

(2) 歳出の状況（一般会計等）

表1. 2. 2及び図1. 2. 2に、本町における直近15年間の歳出の推移を示しました。令和3年度の歳出は402.4億円です。そのうち、普通建設事業費は148.2億円と36.8%を占めています。

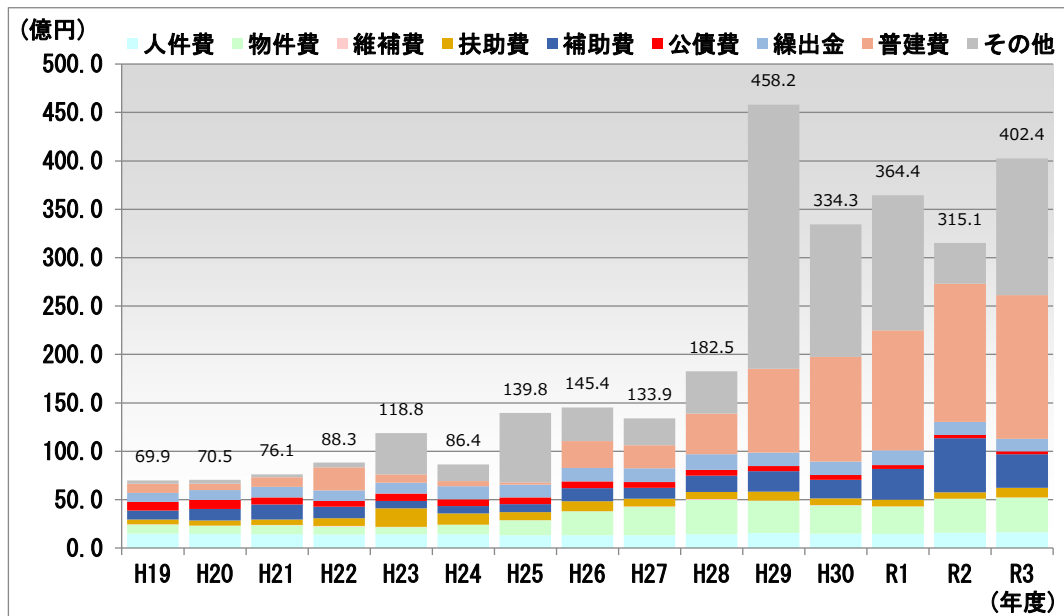
今後、町内居住人口の増が見込まれるものの、少子・高齢化、生産年齢人口の減少等の社会的状況により、扶助費を含めた義務的経費が増加傾向になるものと予想されるため、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は厳しくなるものと見込まれます。

表1. 2. 2 歳出の推移

(億円)

年度区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人件費	15.1	14.8	14.2	14.0	14.3	14.3	13.5	13.4	13.3	14.3	15.6	14.9	14.5	16.1	16.2
物件費	9.2	8.2	9.4	8.5	7.4	9.9	15.2	24.7	29.0	35.4	33.0	29.2	28.4	34.8	35.9
維補費	0.3	0.3	0.4	0.3	0.0	0.1	0.0	0.0	0.8	0.8	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2
扶助費	4.8	5.1	5.5	8.1	19.2	11.4	8.3	10.2	7.9	7.5	9.2	7.0	6.8	6.4	10.1
補助費	9.6	12.2	15.5	11.8	7.8	7.8	8.3	13.6	11.1	16.7	21.2	19.2	31.7	56.1	34.7
公債費	8.6	9.3	7.3	5.9	7.7	6.7	6.8	6.9	6.0	6.0	5.5	4.8	4.2	3.3	3.0
繰出金	9.5	10.1	10.8	11.0	11.3	13.6	13.5	13.9	14.2	16.4	13.7	14.1	15.2	13.4	12.8
普建費	9.5	6.8	10.1	23.8	8.6	5.4	2.2	27.9	23.8	41.7	86.8	107.9	124.1	142.9	148.2
その他	3.2	3.8	2.8	5.0	42.5	17.2	71.9	34.7	27.5	43.6	272.8	136.9	139.3	41.8	141.2
歳出計	69.9	70.5	76.1	88.3	118.8	86.4	139.8	145.4	133.9	182.5	458.2	334.3	364.4	315.1	402.4

図1. 2. 2 歳出の推移



出典：地方財政状況調査

(3) 財政指標の状況

本町の財政状況を表す指標として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率の推移を以下に示します。

表 1. 2. 3 財政指標の推移

区分		年度														
		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
財政力指数	浪江町	0.46	0.47	0.47	0.45	0.43	0.42	0.39	0.38	0.39	0.42	0.45	0.44	0.41	0.38	0.39
	県平均	0.50	0.51	0.50	0.47	0.45	0.43	0.43	0.44	0.45	0.46	0.46	0.47	0.48	0.47	0.46
経常収支 比率	浪江町	86.5	85.8	82.8	80.2	106.4	105.1	95.8	95.3	95.5	99.8	99.8	95.5	97.8	90.2	80.1
	県平均	89.0	88.4	87.7	82.9	87.6	85.0	85.4	86.1	84.6	87.5	88.5	88.9	90.0	88.9	85.3
実質公債費 比率	浪江町	19.1	19.6	18.9	16.5	15.4	14.4	14.5	12.0	10.1	8.5	8.1	7.7	6.8	5.5	4.2
	県平均	14.5	14.3	13.6	12.4	11.5	10.5	9.7	8.6	7.6	7.1	6.8	6.5	6.4	6.1	6.0
将来負担 比率	浪江町	114.1	109.5	103.2	93.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	県平均		100.4	90.1	76.4	55.2	40.3	23.0	14.1	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

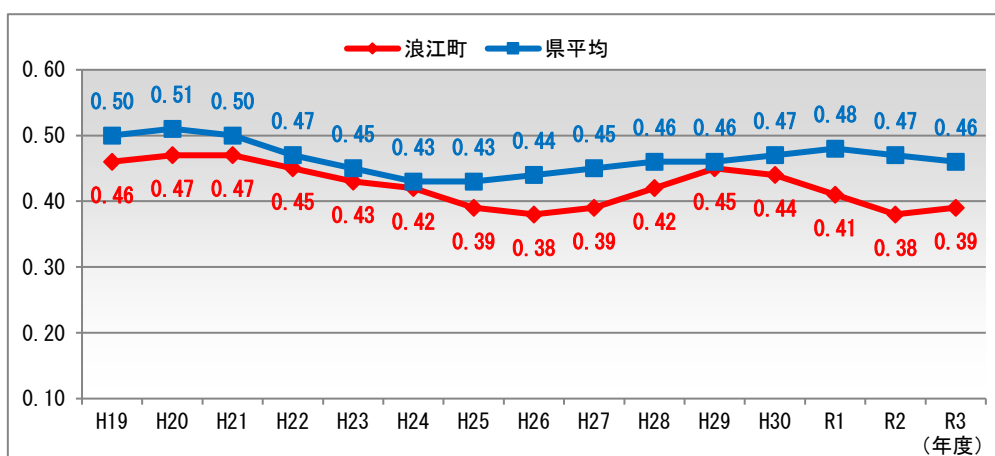
出典：平成19年度～令和3年度 市町村財政比較分析表(普通会計決算)(総務省)

① 財政力指数*1

財政力指数は県市町村平均と比べて0.5ポイントほど低い水準で推移しています。

今後は町民の帰還が本格化することによって、地域経済活動の活性化が期待されることから、財政力指数の向上が期待されます。

図 1. 2. 3 財政力指数の推移



※1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体(不交付団体)となります。

毎年度の地方交付税(普通交付税)の算定に用いる「基準財政収入額(標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額)」を「基準財政需要額(標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額)」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

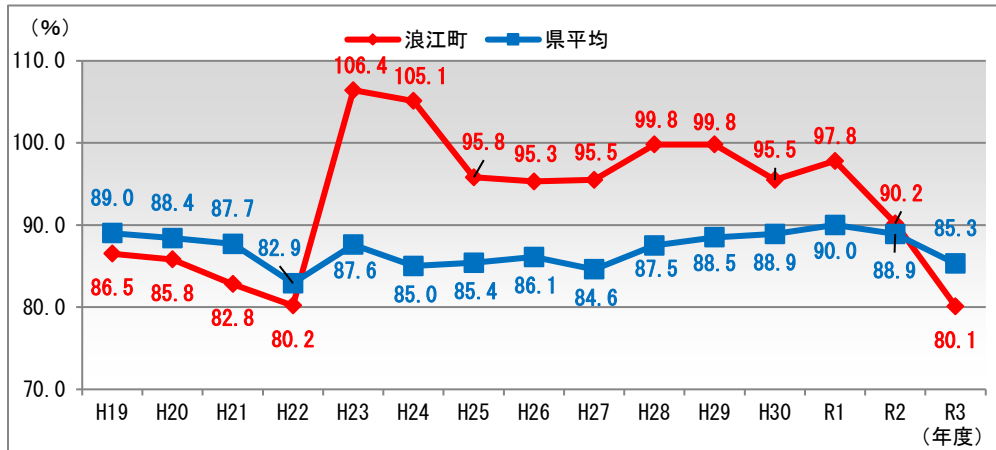
第1章 人口等の現況と将来の見通し

② 経常収支比率^{※2}

東日本大震災の影響を受けて平成23年度以降は、一時100.0%を超える値となるなど、高い値を示していましたが、令和3年度は80.1%にまで抑制されて、福島県平均を下回る結果となり、県内では良好な経営状況となっています。

ただし、収支比率を安定的に下げていくためにも、一層の歳出削減を行う必要があるといえます。

図1. 2. 4 経常収支比率の推移



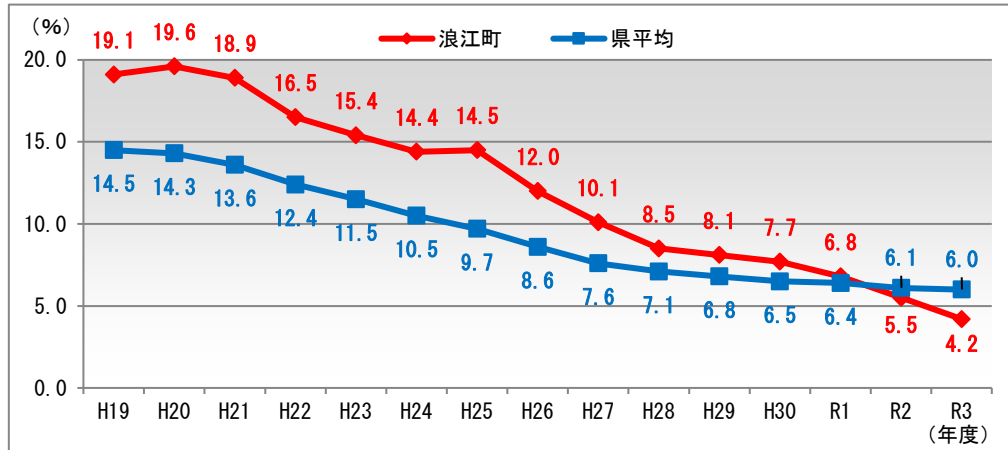
※2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることになります。

③ 実質公債費比率^{※3}

平成19年度から平成21年度にかけては起債許可団体となる18.0%を上回っていましたが、令和3年度の実質公債費比率は4.2%となっており、早期健全化基準の25.0%及び起債許可団体となる18.0%を下回る健全な状況となり、県内市町村平均を下回る値となっています。

図1. 2. 5 実質公債費比率の推移



※3 「実質公債費比率」とは

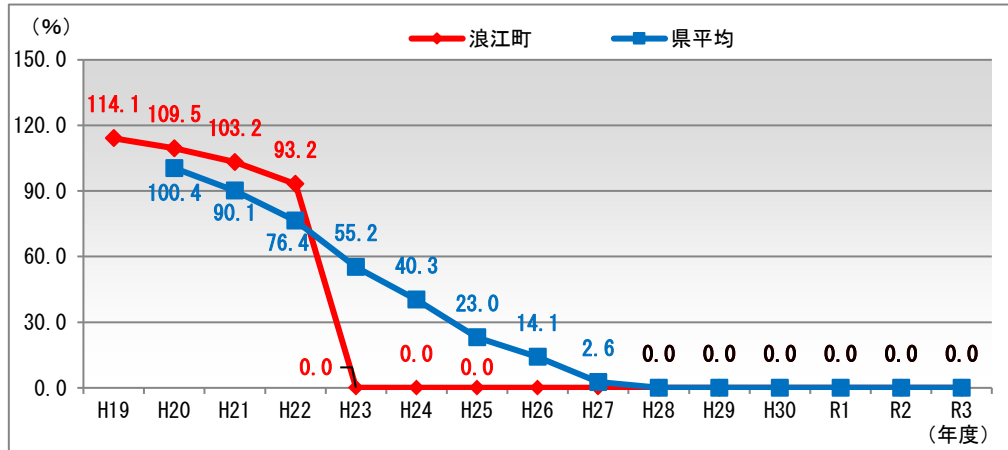
一般会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

第1章 人口等の現況と将来の見通し

④ 将来負担比率※4

近年は0.0%で推移しており、財政が健全であることが分かります。

図1.2.6 将来負担比率の推移



※4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。市町村では350%が「早期健全化基準」の目安とされています。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設の保有状況

①ヒアリング調査の実施について

データ収集にあたり、各施設所管課に対して配付したヒアリングシートにより施設情報を収集し、施設情報及び棟情報の一覧としてデータの整理を行いました。

② 公共施設の用途分類

本計画において定義する、公共施設の用途分類は表2. 1. 1に示すとおりです。

表2. 1. 1 公共施設の用途分類

分類	主な対象施設
1 行政系施設	浪江町役場、支所、消防屯所 等
2 文化系施設	防災コミュニティセンター、文化財収蔵庫 等
3 保健・福祉施設	福祉センター、老人憩いの家 等
4 医療施設	診療所、歯科診療所 等
5 学校教育系施設	小学校、中学校、調理場 等
6 社会教育系施設	復興まちづくり支援施設、クラブハウス、サンシャインなみえ 等
7 スポーツ・レクリエーション施設	野球場、体育館、スポーツセンター 等
8 公園	公衆トイレ 等
9 子育て支援施設	保育所、認定こども園、遊戯場 等
10 公営住宅	公営住宅
11 産業系施設	いこいの村なみえ、物産会館、道の駅、なりわい館 等
12 供給処理施設	取水場、浄化センター、排水場、ポンプ場 等
13 その他	震災遺構、駐車場、駐輪場 等

第2章 公共施設等の現状

③用途分類別公共施設の保有状況

令和4年度末時点の本町の公共施設の総数は97施設であり、総延床面積として11,007.3㎡を保有しています。

施設の用途分類別延床面積の内訳は、産業系施設が48.7%、公営住宅が13.9%の順に多くなっています。これは、「避難指示解除準備区域」および「居住制限区域」の解除により、復興事業に注力した結果であり、中長期的には施設のあり方・保有状況等についての検討を行う必要が生じるものと考えられます。

前計画策定時の保有量と比較すると、施設再編等が進められた一方で、復興・再生に向けた施設整備が行われたことにより、保有量全体で見ると11,000㎡程度増加していることが分かります。

内訳を見ると、学校教育系施設における施設再編の進展による面積減少が見られる一方で、産業系施設の整備が大規模に進められていることが分かります。

表2.1.2 用途分類別公共施設の保有状況

	平成27年度末時点(A)			令和4年度末時点(B)			増減(B-A)	
	施設数	延床面積	延床面積 構成比	施設数	延床面積	延床面積 構成比	施設数	延床面積
行政系施設	33	11,621.8	11.6%	15	8,932.6	8.0%	-18.0	-2,689.2
文化系施設	9	4,781.0	4.8%	6	2,035.8	1.8%	-3.0	-2,745.2
保健・福祉施設	2	3,438.0	3.4%	3	2,692.0	2.4%	1.0	-746.0
医療施設	3	593.0	0.6%	4	991.5	0.9%	1.0	398.5
学校教育系施設	12	40,006.0	40.0%	5	10,706.0	9.6%	-7.0	-29,300.0
社会教育系施設	-	-	-	3	3,047.6	2.7%	3.0	3,047.6
スポーツ・レクリエーション施設	6	5,185.0	5.2%	4	4,471.2	4.0%	-2.0	-713.8
公園	2	109.0	0.1%	3	153.0	0.1%	1.0	44.0
子育て支援施設	5	3,003.0	3.0%	3	2,259.9	2.0%	-2.0	-743.1
公営住宅	11	19,949.0	19.9%	8	15,466.8	13.9%	-3.0	-4,482.2
産業系施設	4	8,145.0	8.1%	26	54,074.8	48.7%	22.0	45,929.8
供給処理施設	11	2,110.0	2.1%	11	2,936.0	2.6%	0.0	826.0
その他	4	1,109.0	1.1%	6	3,240.0	2.9%	2.0	2,131.0
合計	102	100,049.8	100.0%	97	111,007.3	100.0%	-5.0	10,957.5

図2.1.1 平成27年度末から令和4年度末にかけての施設量の増減状況

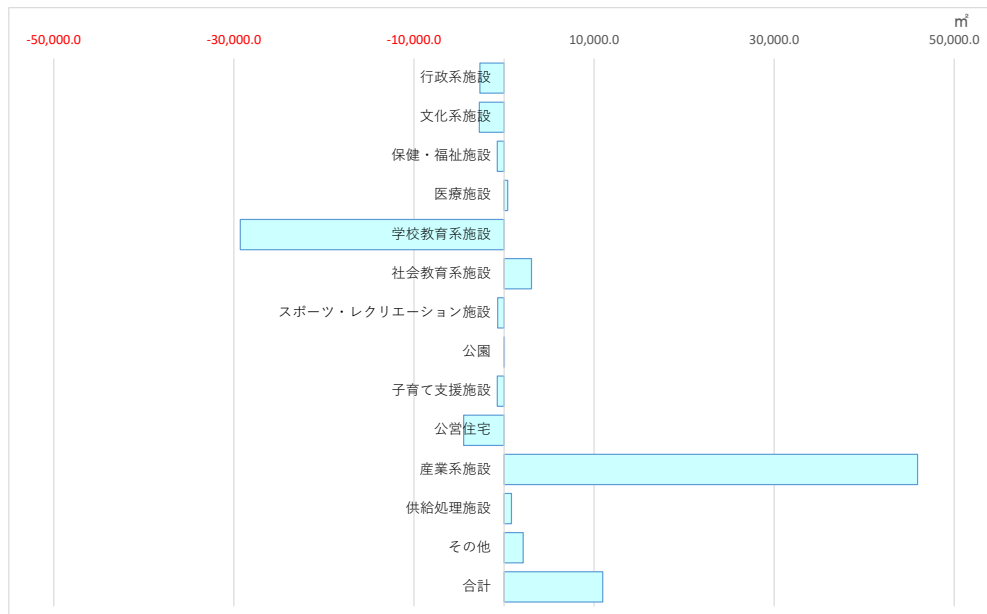
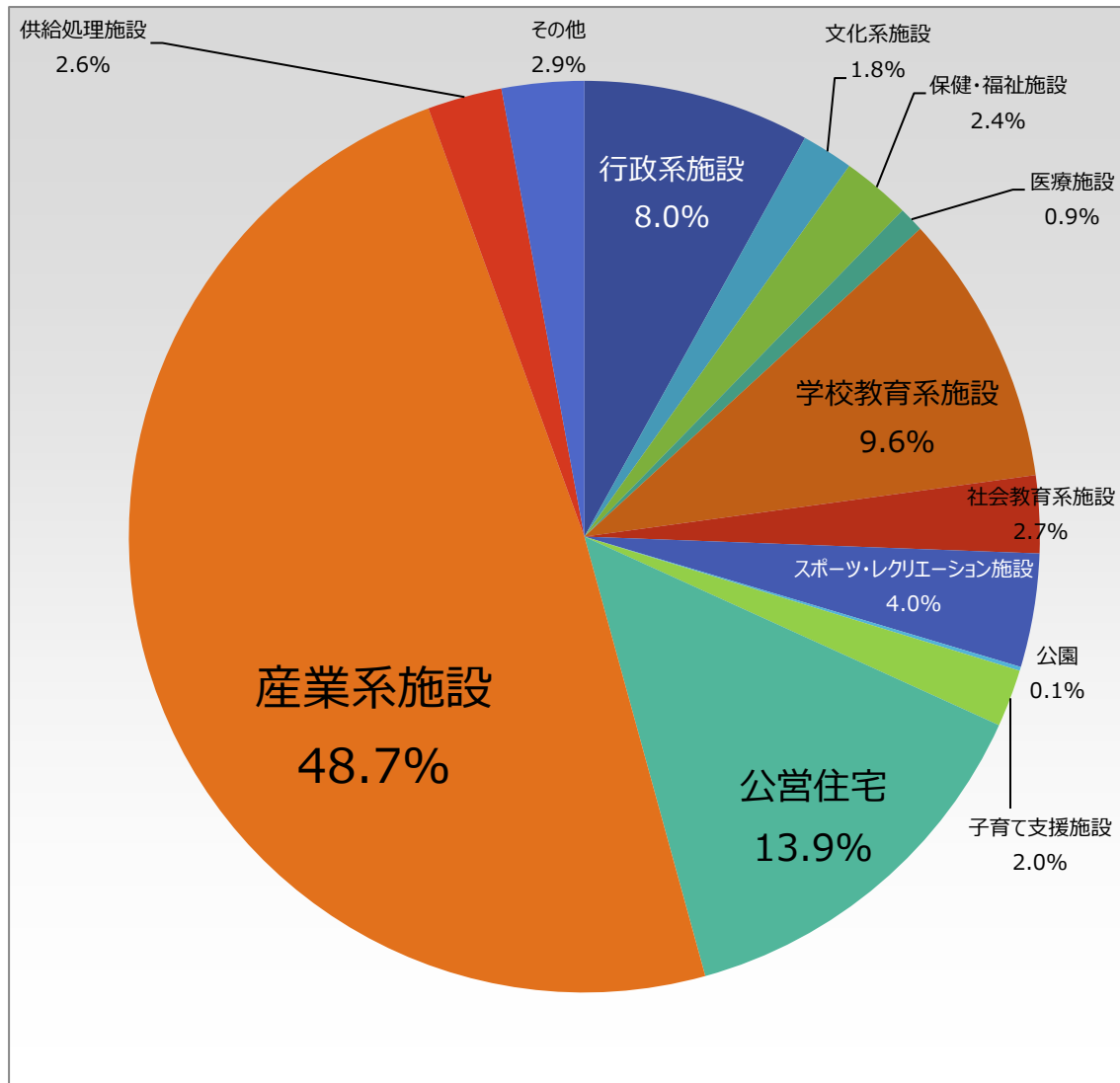


図2. 1. 2 用途分類別公共施設の延床面積の割合（令和4年度末時点）



(2) 過去に行った対策の実績

本町では現在も「帰還困難区域」の避難指示が継続されていますが、平成29年3月31日をもって「避難指示解除準備区域」および「居住制限区域」が、令和5年3月31日には帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」の避難指示が解除されたことから、町内居住者が徐々に増加している状況にあります。

前計画が策定された平成29年3月時点は、全町避難が継続されていた時期でもあり、前計画策定後は開始された住民帰還に対応するとともに、地域経済の復興に向けて、急激な社会生活の基盤整備が進められてきました。

このため、浪江小学校、津島小学校、請戸小学校、幾世橋小学校、大堀小学校、苅野小学校をなみえ創成小学校に、浪江中学校、浪江東中学校、津島中学校をなみえ創成中学校に、それぞれ統合するなど、学校教育系施設の再編に努めてきました。

また、その一方で道の駅や水産業共同利用施設、木材製品生産拠点などの、地域経済を復興するための基盤の整備を積極的に進めてきました。

今後は帰還住民と移住者の増大に対応して、地域の生活や経済活動の基盤整備を計画的に進めるとともに、将来的に適正な公共施設の保有量についても検討を進めて、適切な公共施設の保有に努める必要があります。

(3) 1人あたりの公共施設の延床面積

本町の住民1人あたりの公共施設の延床面積は8.3㎡/人で、類似自治体（類型IV-0）と比較すると平均を下回る状況にあります。

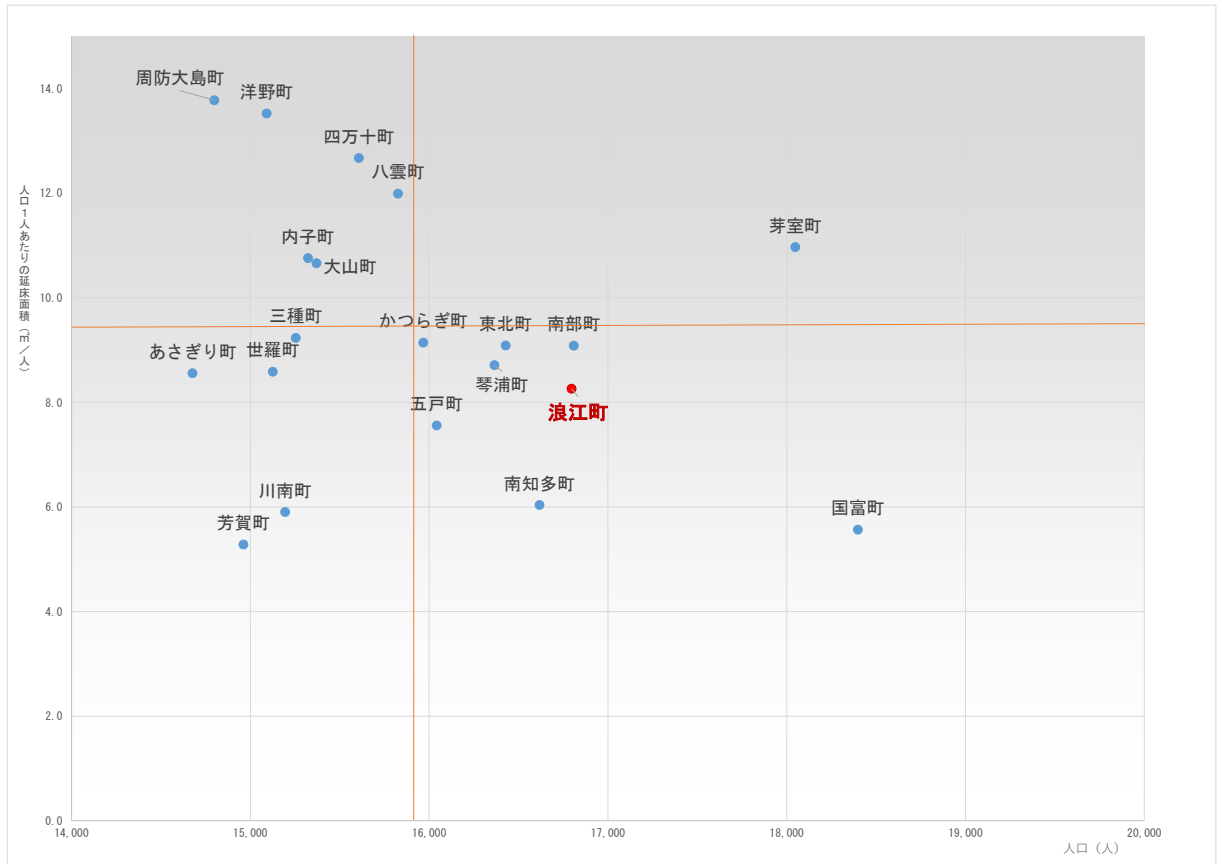
表2. 1. 3 類似自治体（類型IV-0）における住民1人あたりの公共施設延床面積

		令和2年度 公共施設延床面積 (㎡)	令和2年 国勢調査人口 (人)	人口1人あたり 公共施設延床面積 (㎡/人)
北海道	八雲町	189,851	15,826	12.0
	芽室町	198,039	18,048	11.0
青森県	東北町	149,349	16,428	9.1
	五戸町	121,275	16,042	7.6
	南部町	152,744	16,809	9.1
岩手県	洋野町	204,168	15,091	13.5
秋田県	三種町	140,913	15,254	9.2
福島県	浪江町	138,758	※16,797	8.3
栃木県	芳賀町	79,021	14,961	5.3
愛知県	南知多町	100,360	16,617	6.0
奈良県	かつらぎ町	146,056	15,967	9.1
鳥取県	琴浦町	142,627	16,365	8.7
	大山町	163,891	15,370	10.7
広島県	世羅町	129,915	15,125	8.6
山口県	周防大島町	203,948	14,798	13.8
愛媛県	内子町	164,935	15,322	10.8
高知県	四万十町	197,859	15,607	12.7
熊本県	あさぎり町	125,649	14,676	8.6
宮崎県	国富町	102,462	18,398	5.6
	川南町	89,727	15,194	5.9

出典：公共施設状況調査・国勢調査（総務省）
※浪江町人口は住民基本台帳人口

第2章 公共施設等の現状

図2. 1. 3 1人あたり公共施設保有面積の比較



出典：令和2年度 公共施設状況調年比較表（総務省）
 令和2年 国勢調査結果（総務省）
 浪江町人口は住民基本台帳（浪江町）

（4）今後の公共施設整備の予定

住民帰還の本格化に対応して、現時点で明らかとなっている公共施設整備の計画を以下に示します。

表2. 1. 4 今後の施設整備計画

施設名称	棟名称	所管課	施設類型	延床面積 (㎡)	整備年度
(仮称) 浪江駅前交流施設		企画財政課	社会教育系施設	1,600.0	令和8年度
(仮称) 復興海浜緑地(多目的広場)	管理棟	生涯学習課	スポーツ・レクリエーション施設	258.2	令和8年度
(仮称) 復興海浜緑地(多目的広場)	倉庫(1)	生涯学習課	スポーツ・レクリエーション施設	49.7	令和8年度
(仮称) 復興海浜緑地(多目的広場)	倉庫(2)	生涯学習課	スポーツ・レクリエーション施設	74.5	令和8年度
(仮称) 復興海浜緑地(多目的広場)	屋外屋根付き施設	生涯学習課	スポーツ・レクリエーション施設	600.0	令和8年度
(仮称) 復興海浜緑地(多目的広場)	四阿	生涯学習課	スポーツ・レクリエーション施設	4.0	令和8年度
(仮称) 浪江駅前公営住宅	A棟	住宅水道課	公営住宅	575.8	令和8年度
(仮称) 浪江駅前公営住宅	B棟	住宅水道課	公営住宅	1,214.3	令和8年度
(仮称) 浪江駅前公営住宅	C棟	住宅水道課	公営住宅	2,497.1	令和8年度
(仮称) 浪江駅前商業施設		産業振興課	産業系施設	2,600.0	令和8年度
復興牧場	酪農施設	農林水産課	産業系施設	46,776.7	令和7年度
浪江町防災交流センター ※	管理棟	総務課	文化系施設	1,661.1	令和5年度
浪江町防災交流センター ※	管理棟	総務課	文化系施設	466.4	令和5年度
木材製品生産拠点 ※		産業振興課	産業系施設	1,382.3	令和5年度
小野田取水場 ※	揚水場	住宅水道課(上下水道)	供給処理施設	515.2	令和5年度

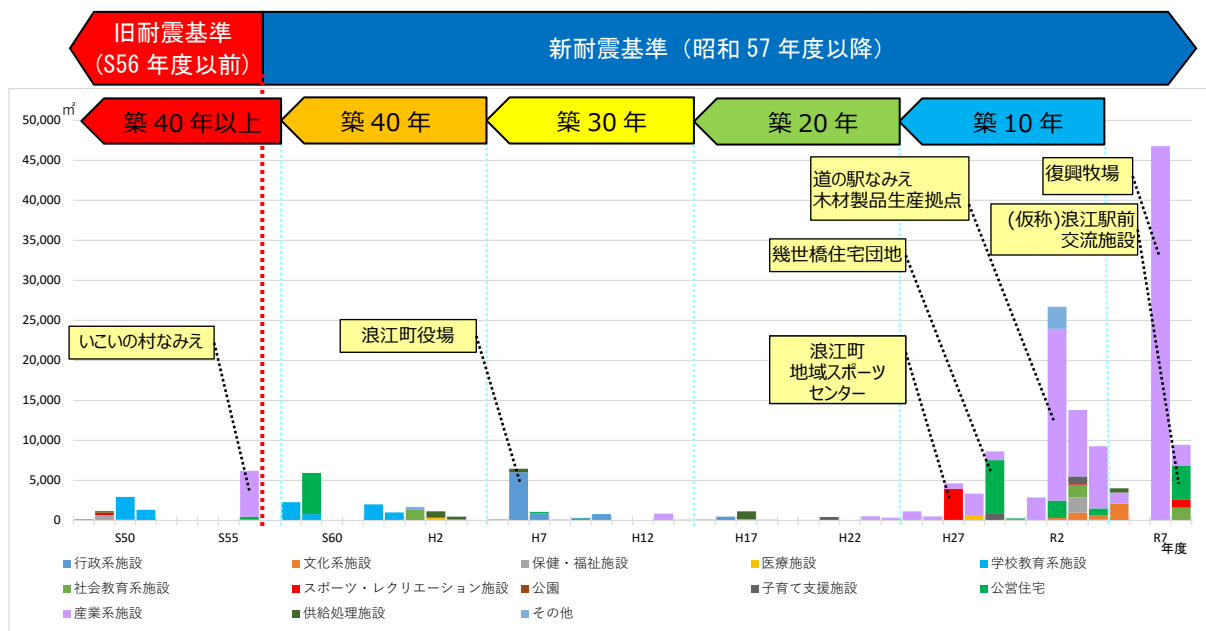
※令和5年度に整備予定の施設は、計画公表時には完成している予定です。

2. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

本町においては、平成27年度以降に整備された、比較的新しい公共施設が多くなっており、今後も復興牧場や（仮称）浪江駅前交流施設等の整備が予定されています。

図2.2.1 公共施設の建築年別延床面積



第2章 公共施設等の現状

(2) 経過年数の状況

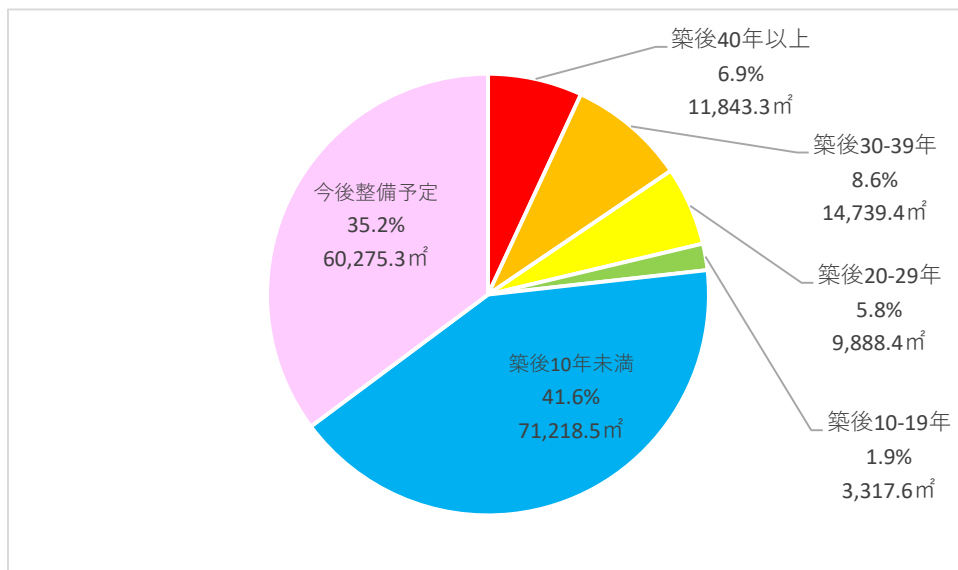
公共施設の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築後30年程度が経つと大規模改修が、築後60年程度が経つと更新が必要になると一般的にいらわれていますが、本町では東日本大震災の復興事業の影響もあって、築後10年未満の割合が41.6%と最多を占めており、築後30年を経過した割合は15.5%に過ぎず、築後60年を経過した公共施設は存在しません。

また、今後整備が予定されている施設が35.2%を占めているように、本町の公共施設は総じて築後年数が少なく、老朽化の割合が低い、健全な状況が見て取れます。

表2.2.1 公共施設の築後経過年数別延床面積 (㎡)

分類	築後40年以上	築後30～39年	築後20～29年	築後10～19年	築後10年未満	今後整備予定	計
1 行政系施設	92.0	92.0	7,876.4	773.6	98.6	0.0	8,932.6
2 文化系施設	0.0	0.0	132.0	0.0	1,903.8	2,127.5	4,163.3
3 保健・福祉施設	756.0	0.0	0.0	0.0	1,936.0	0.0	2,692.0
4 医療施設	0.0	426.1	0.0	0.0	565.4	0.0	991.5
5 学校教育系施設	4,239.0	6,184.0	261.0	22.0	0.0	0.0	10,706.0
6 社会教育系施設	0.0	1,306.0	0.0	0.0	1,741.6	1,600.0	4,647.6
7 スポーツ・レクリエーション施設	412.0	0.0	0.0	0.0	4,059.2	986.4	5,457.6
8 公園	0.0	21.0	88.0	44.0	0.0	0.0	153.0
9 子育て支援施設	0.0	0.0	0.0	447.0	1,812.9	0.0	2,259.9
10 公営住宅	373.0	5,131.3	183.0	0.0	9,779.5	4,287.2	19,754.0
11 産業系施設	5,744.3	0.0	842.0	983.0	46,505.5	50,759.0	104,833.8
12 供給処理施設	227.0	1,179.0	506.0	1,024.0	0.0	515.2	3,451.2
13 その他	0.0	400.0	0.0	24.0	2,816.0	0.0	3,240.0
総計	11,843.3	14,739.4	9,888.4	3,317.6	71,218.5	60,275.3	171,282.5

図2.2.2 公共施設の築後経過年数別延床面積

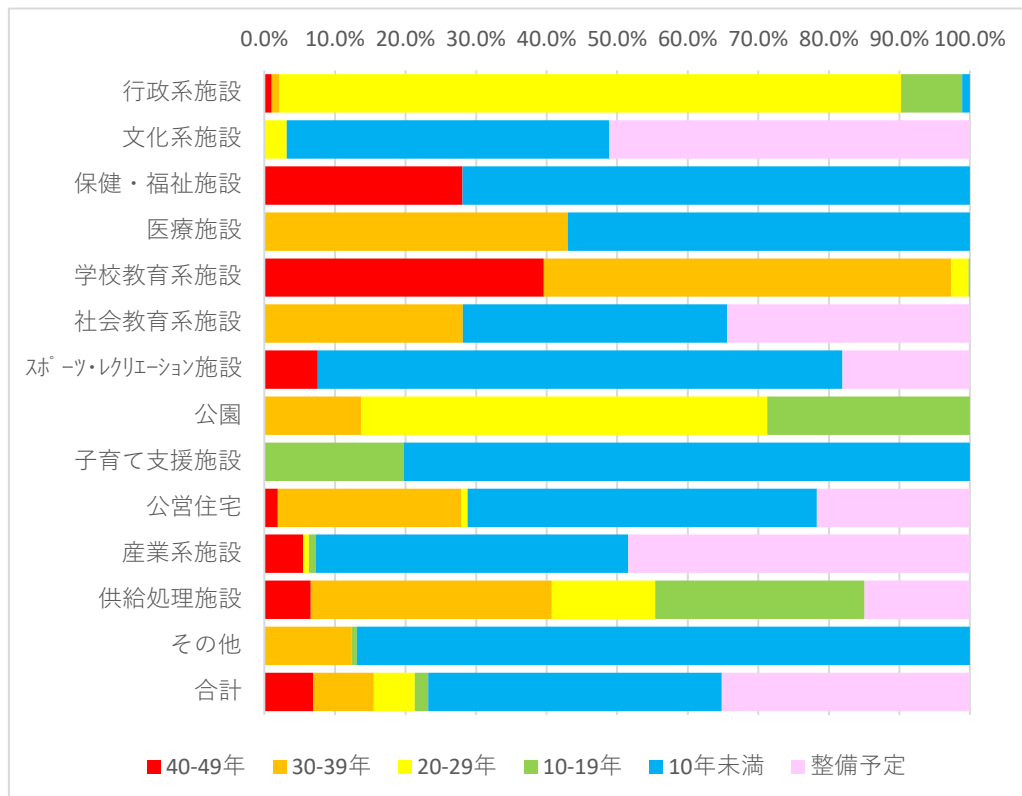


施設類型別に見ると「学校教育系施設」において30年以上経過した建物の割合が高く、他の施設類型と比べて老朽化していることが分かります。

表2. 2. 2 用途別施設の経過年数の状況

分類	築後30年以上経過		築後30年未満 延床面積 (㎡)	小計 (㎡)
	延床面積 (㎡)	分類別比率		
1 行政系施設	184.0	2.1%	8,748.6	8,932.6
2 文化系施設	0.0	0.0%	4,163.3	4,163.3
3 保健・福祉施設	756.0	28.1%	1,936.0	2,692.0
4 医療施設	426.1	43.0%	565.4	991.5
5 学校教育系施設	10,423.0	97.4%	283.0	10,706.0
6 社会教育系施設	1,306.0	28.1%	3,341.6	4,647.6
7 スポーツ・レクリエーション施設	412.0	7.5%	5,045.6	5,457.6
8 公園	21.0	13.7%	132.0	153.0
9 子育て支援施設	0.0	0.0%	2,259.9	2,259.9
10 公営住宅	5,504.3	27.9%	14,249.6	19,754.0
11 産業系施設	5,744.3	5.5%	99,089.5	104,833.8
12 供給処理施設	1,406.0	40.7%	2,045.2	3,451.2
13 その他	400.0	12.3%	2,840.0	3,240.0
総計	26,582.8	15.7%	144,699.8	171,282.5

図2. 2. 3 公共施設の類型別経過年数別延床比率



第2章 公共施設等の現状

(3) 有形固定資産減価償却率の状況

有形固定資産減価償却率^{※5}は、令和3年度時点で49.0%となっています。

近年の復興対策事業の進展により、新たな施設整備等が行われたため、減価償却率は低下する傾向にあります。

表2.2.3 有形固定資産減価償却率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
有形固定資産減価償却率	62.9%	64.5%	64.4%	57.8%	49.0%

※5 「有形固定資産減価償却率」とは

公共施設等の有形固定資産の老朽化度合いを測定する指標で、減価償却がどの程度進行しているかを示し、100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいている事を意味します。老朽化に伴って毎年数値が大きくなり、新しい施設に更新されると数値が下がります。

(4) インフラ資産の状況

インフラ資産（道路、橋梁、上水道の管路、下水道の管路）においても、老朽化の状況に応じて計画的かつ効率的な更新や改修を実施する必要があります。

本町におけるインフラ資産の保有量は、表2.2.4のとおりとなっています。

表2.2.4 インフラ資産の整備状況

インフラ資産	分類	数量		備考
		延長 (m)	面積 (m ²)	
1 道路	一般町道、農道、林道	591,759	2,647,504	
2 橋梁	一般町道、林道	4,006	23,001	336 橋
3 上水道管路	上水道	205,637	—	
4 下水道管路	公共下水道	76,869	—	

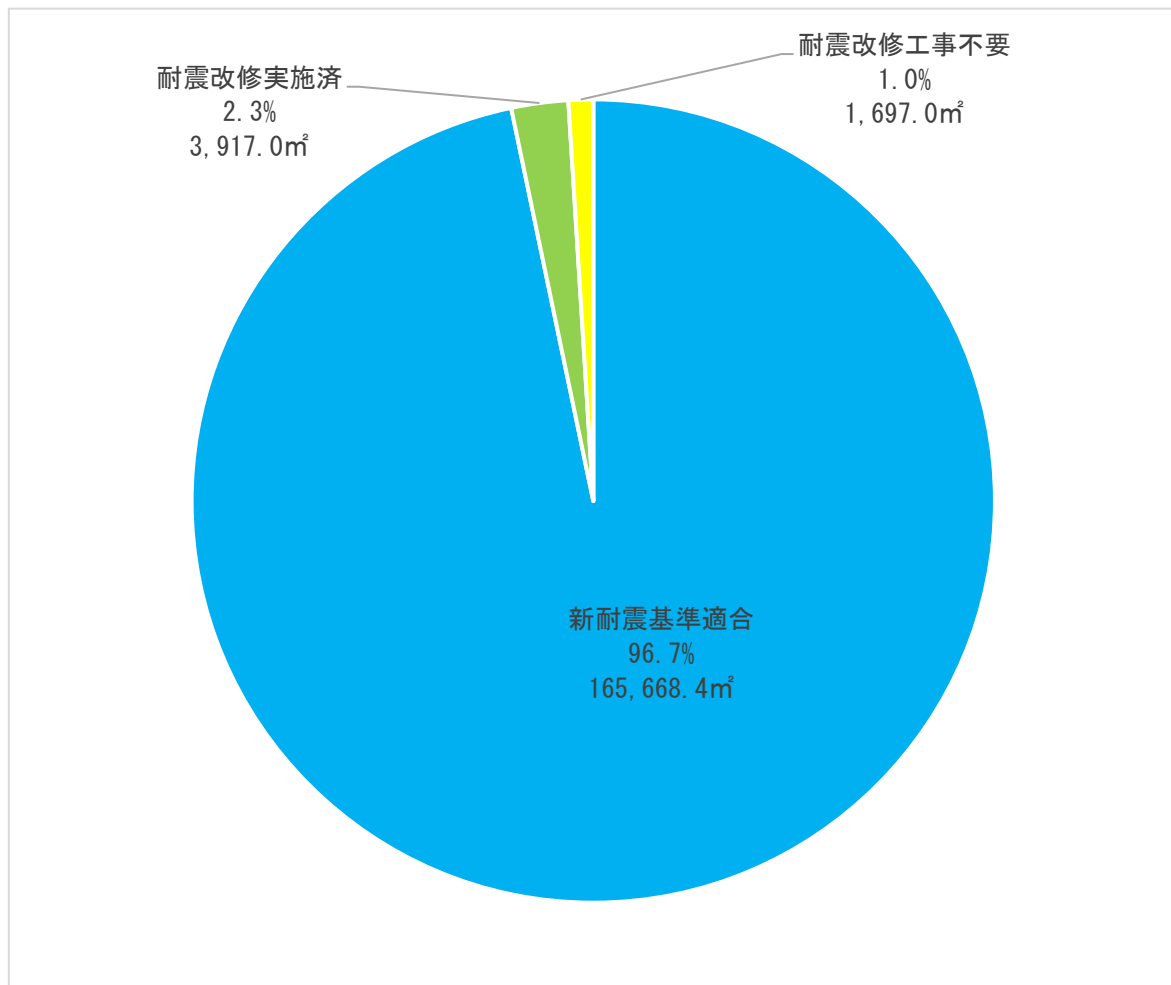
(5) 耐震化の現状

本町の公共施設においては、耐震改修が未実施の建物はありません。

表 2. 2. 5 耐震化実施状況

区 分	延床面積 (m ²)	割 合	
新耐震基準適合 (耐震改修不要) : A	165,668.4	96.7%	
旧耐震基準	耐震改修実施済 : B	3,917.0	2.3%
	耐震改修工事不要 : C	1,697.0	1.0%
	要耐震改修・未実施	0.0	0.0%
計	171,282.4	100.0%	
※ 耐震化済 (A+B+C)	171,282.4	100.0%	

図 2. 2. 4 耐震改修実施状況



第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

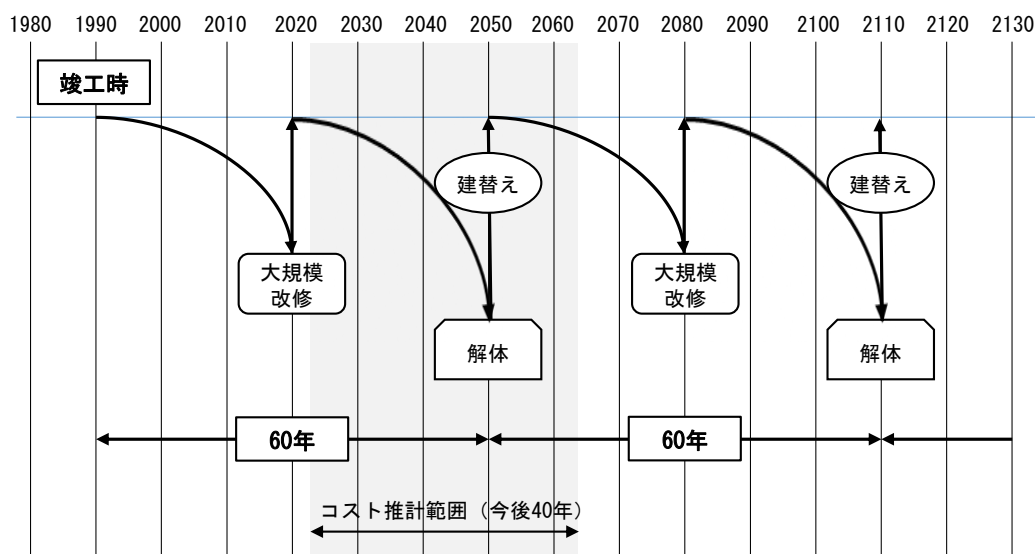
本町の公共施設等は老朽化とともに、今後更新や大規模改修の時期を迎える施設が予想されることから、今後40年間に於ける公共施設等の更新費用を試算しました。

この際に、現在、町が保有している公共施設（建物）をそのまま将来も保有し続けた場合、今後40年間で必要となる改修費及び更新費用（将来負担コスト）を試算し、財政運営にどのような影響が生じるのかを推計します。試算は従来型（総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」に示された手法）と長寿命化型（浪江町が公共施設マネジメントとして検討している手法）の2パターンで試算することとしました。

1. 従来型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画における従来型手法の試算は、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」に準拠して実施します。この仕様に基づき、設定される大規模改修や更新の周期等の設定イメージについて下図に示します。

図3. 1. 1 大規模改修及び更新のライフサイクル



参考：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1) 更新コストの考え方

① 更新実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

◆更新実施年度については、建築年度から「60年目」とします。

② 更新単価の設定

更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3. 1. 1「施設分類別の更新単価」のとおりを設定します。

表3. 1. 1 施設分類別の更新単価

分類	更新単価
1 行政系施設	40 万円/㎡
2 文化系施設	40 万円/㎡
3 保健・福祉施設	36 万円/㎡
4 医療施設	40 万円/㎡
5 学校教育系施設	33 万円/㎡
6 社会教育系施設	40 万円/㎡
7 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
8 公園	33 万円/㎡
9 子育て支援施設	33 万円/㎡
10 公営住宅	28 万円/㎡
11 産業系施設	40 万円/㎡
12 供給処理施設	36 万円/㎡
13 その他	36 万円/㎡

③ 更新期間

更新は、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割り当てて計算します。

④ 更新コストの計算例

<通常の更新の場合>

例えば昭和45年度の建築の場合、令和12年度が建築から60年目にあたることから、59年目の令和11年度から工事を開始し、61年目の令和13年度に工事完了となります。

建築年	59年目	60年目	61年目
昭和45年度	更新開始		完了
	← 令和11年度	令和12年度	令和13年度 →

年間費用は、更新費用を3等分した値とし、例えば、延床面積3,000㎡の行政関連施設を更新する場合は、単価40万円/㎡なので、年間4億円のコストとなります。

例) 年間費用 = 単価 (40万円/㎡) × 延床面積 (3,000㎡) ÷ 3カ年 = 4億円/年

(2) 大規模改修コストの考え方

① 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律30年目に実施します。

◆大規模改修実施年度は、建築年度から「30年目」とします。

② 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、更新単価と同様に、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3. 1. 2「施設分類別の大規模改修単価」のとおり設定します。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

表3. 1. 2 施設分類別の大規模改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政系施設	25 万円/㎡
2 文化系施設	25 万円/㎡
3 保健・福祉施設	20 万円/㎡
4 医療施設	25 万円/㎡
5 学校教育系施設	17 万円/㎡
6 社会教育系施設	25 万円/㎡
7 スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
8 公園	17 万円/㎡
9 子育て支援施設	17 万円/㎡
10 公営住宅	17 万円/㎡
11 産業系施設	25 万円/㎡
12 供給処理施設	20 万円/㎡
13 その他	20 万円/㎡

③ 改修期間

大規模改修では改修期間を2年とし、費用を均等配分とします。

④ 改修コストの計算例

<通常の改修の場合>

例えば平成12年度の建築の場合、令和12年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる令和11年度から工事を開始し、30年目にあたる令和12年度に工事完了となります。

建築年	29年目	30年目
平成12年度	← 改修開始 令和11年度	→ 完了 令和12年度

年間費用は、改修費用を2等分した値になります。例えば、延床面積2,000㎡の行政系施設を改修する場合は、単価25万円/㎡なので年間2億5,000万円のコストとなります。

例) 年間費用 = 単価 (25万円/㎡) × 延床面積 (2,000㎡) ÷ 2カ年 = 2億5,000万円/年

⑤ 改修積み残し

建築後30年以上経過し、既に大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で大規模改修を実施します。なお、建設時からの経過年数が30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、更新の時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に更新するものと仮定します。

(3) インフラ資産の更新の考え方

道路は路線ごとに整備するものではなく、路線を細かく区切った区間ごとに整備されます。そのため、更新費用を年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

① 道路

(ア) 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

◆道路の耐用年数は15年とします。

(イ) 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3.1.3「道路の更新単価」のとおりを設定します。

表3.1.3 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般町道、農道、林道	4,700 円/㎡

② 橋梁

(ア) 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、次の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を試算します。

◆橋梁の更新年数は法定耐用年数の60年を経た年度に更新します。

(イ) 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、道路橋の工事実績（道路橋年報）より、次の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。橋梁の更新単価について、下表に示します。

表3.1.4 橋梁の更新単価

分類	構造	単価
橋梁	PC（プレストレスト・コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	RC（レインフォースド・コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	鋼橋	50.0 万円/㎡
	その他	42.5 万円/㎡

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

③ 上水道施設（管路）

（ア）上水道の更新

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新するものと仮定します。

◆上水道施設（管路）の耐用年数は40年とします。

（イ）上水道施設（管路）の更新単価の設定

上水道の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における管径別の単価を参照し設定します。上水道の更新単価について下表に示します。

表3. 1. 5 上水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管及び送水管	～300mm未満	10.0万円/m
上水道 配水管	～150mm以下	9.7万円/m
	～200mm以下	10.0万円/m
	～250mm以下	10.3万円/m

④ 下水道施設（管路）

（ア）下水道施設（管路）の更新

下水道施設（管路）は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年を経た年度に更新するものと仮定します。

◆下水道施設（管路）の耐用年数は50年とします。

（イ）下水道施設（管路）の更新単価の設定

下水道施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における管種別の単価、管径別の単価を参照し設定します。下水道の更新単価について下表に示します。

表3. 1. 6 下水道施設（管路）の更新単価

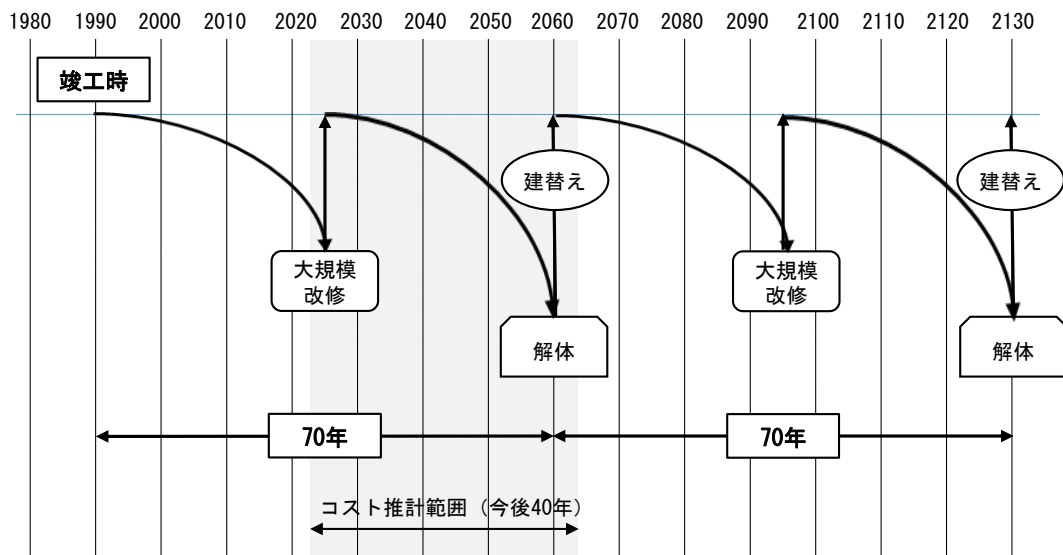
分類	管径	単価
下水道	～250mm	6.1万円/m
	251～500mm	11.6万円/m

2. 長寿命化型手法による公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

長寿命型の将来更新費用の試算にあたっては、従来型手法で用いた、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」の60年間サイクルのマネジメントを70年間に延長させて、築後35年目に大規模改修工事、築後70年目に改築を行うものとします。

また、今後の整備が予定されている公共施設の将来費用についても計上するとともに、公共施設の再編（統合、廃止等）方針や、町が整備した施設の維持管理については利用者負担で行うこととする等の今後の施設マネジメント方針に基づいて将来費用を推計することとします。

図3. 2. 1 長寿命化型の改修及び更新のライフサイクル



(1) 更新コストの考え方

① 更新実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律70年目に実施します。

◆大規模改修実施年度は、建築年度から70年目とします。

ただし、カントリーエレベータや復興牧場等の施設に関しては、施設整備を町が行い、その後の大規模改修費用や更新費用については、施設運営者の負担で行うこととしていることから、更新コストを見込まない施設があります。

② 更新単価の設定

更新単価は、従来型と同じく「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3.2.1「施設分類別の更新単価」のとおりを設定します。

表3.2.1 施設分類別の更新単価

分類	更新単価
1 行政系施設	40 万円/㎡
2 文化系施設	40 万円/㎡
3 保健・福祉施設	36 万円/㎡
4 医療施設	40 万円/㎡
5 学校教育系施設	33 万円/㎡
6 社会教育系施設	40 万円/㎡
7 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
8 公園	33 万円/㎡
9 子育て支援施設	33 万円/㎡
10 公営住宅	28 万円/㎡
11 産業系施設	40 万円/㎡
12 供給処理施設	36 万円/㎡
13 その他	36 万円/㎡

③ 更新期間

更新は、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を**3年間**とします。

費用は各年度で均等配分とし、69年目、70年目、71年目に割り当てて計算します。

④ 更新コストの計算例

<通常の更新の場合>

例えば昭和45年度の鉄筋コンクリート・鉄骨造の建築の場合、令和21年度が建築から70年目にあたることから、69年目の令和20年度から工事を開始し、71年目の令和22年度に工事完了となります。

建築年	69年目	70年目	71年目
昭和45年度	更新開始		完了
	← 令和20年度	令和21年度	令和22年度 →

年間費用は、更新費用を3等分した値とし、例えば、延床面積3,000㎡の行政系施設を更新する場合は、単価40万円/㎡なので、年間4億円のコストとなります。

例) $\text{年間費用} = \text{単価} (40 \text{ 万円/㎡}) \times \text{延床面積} (3,000 \text{ ㎡}) \div 3 \text{ 年} = 4 \text{ 億円/年}$

(2) 大規模改修コストの考え方

① 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律35年目に実施します。

◆大規模改修実施年度は、建築年度から35年目とします。

ただし、カントリーエレベータや復興牧場等の施設に関しては、施設整備を町が行い、その後の大規模改修費用や更新費用については、施設運営者の負担で行うことしていることから、大規模改修コストを見込まない施設があります。

② 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、更新単価と同様に、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における単価に準拠し、表3.2.2「施設分類別の大規模改修単価」のとおりを設定します。

表3.2.2 施設分類別の大規模改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政系施設	25 万円/㎡
2 文化系施設	25 万円/㎡
3 保健・福祉施設	20 万円/㎡
4 医療施設	25 万円/㎡
5 学校教育系施設	17 万円/㎡
6 社会教育系施設	25 万円/㎡
7 スポーツ・レクリエーション施設	20 万円/㎡
8 公園	17 万円/㎡
9 子育て支援施設	17 万円/㎡
10 公営住宅	17 万円/㎡
11 産業系施設	25 万円/㎡
12 供給処理施設	20 万円/㎡
13 その他	20 万円/㎡

③ 改修期間

大規模改修では改修期間を2年とし、費用を均等配分とします。

④ 改修コストの計算例

<通常の改修の場合>

例えば平成12年度の鉄筋コンクリート・鉄鋼造の建築に大規模改修を行う場合、令和17年度が建築から35年目にあたることから、34年目にあたる令和16年度から工事を開始し、35年目にあたる令和17年度に工事完了となります。

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

建築年	34年目	35年目
平成12年度	改修開始 ← 令和16年度	完了 → 令和17年度

年間費用は、改修費用を2等分した値になります。例えば、延床面積2,000㎡の行政系施設を改修する場合は、単価25万円/㎡なので年間2億5,000万円のコストとなります。

例) $\text{年間費用} = \text{単価} (25 \text{万円/㎡}) \times \text{延床面積} (2,000 \text{㎡}) \div 2 \text{カ年} = 2 \text{億} 5,000 \text{万円/年}$

⑤ 改修積み残し

既に大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で大規模改修を実施します。なお、10年以内に更新工事が予定されている建物については、大規模改修は行わずに、築後70年目に更新を行うものとします。

(3) インフラ資産の更新の考え方

① 道路

道路の更新に関しては、従来型で用いた「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」における手法を用いず、過去の道路整備の実績を踏まえた費用計上を行います。

道路舗装は、主に自動車（なかでも大型車）の交通に地盤面の強固さが影響して劣化が進むと考えられるものの、本町の過去の道路維持の実績を踏まえると、従来型手法において採用された15年周期の更新は過剰な費用計上となることが考えられます。

このため、過去の道路舗装の補修実績などを踏まえて、将来費用を設定することとします。

② 橋梁

橋梁の更新に関しては、従来型推計と同様の値を採用することとし、今後の個別施設計画等において投資額が設定された際に、金額を見直すこととします。

③ 上水道管路

上水道管路の更新に関しては、従来型推計と同様の値を採用することとし、今後の個別施設計画等において投資額が設定された際に、金額を見直すこととします。

④ 下水道管路

下水道管路の更新に関しては、従来型推計と同様の値を採用することとし、今後の個別施設計画等において投資額が設定された際に、金額を見直すこととします。

3. 公共施設等に対する充当可能財源と中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等に対する充当可能財源の見込み

充当可能財源の設定にあたっては、過去の投資実績を用いた手法が一般的ですが、住民帰還が始まり、公共施設整備が活発に行われている本町において、直近の投資実績を用いた場合は、過大な値が設定されることが懸念されます。

このため、前計画において明らかにされている「震災前5年間平均」の投資実績を、本計画における充当可能財源として設定するものとします。

表3. 3. 1 本計画における充当可能財源（震災前5年間の投資実績）

公共施設等種別	既往投資実績(震災前5年間平均:百万円)
公共施設	429.8
道路	180.0
橋梁	0.7
上水道	159.9
下水道	170.0
計	940.4

(2) 公共施設等の更新の考え方について

公共施設等における今後40年間の更新等に係る費用の見込み額を従来型手法及び長寿命型手法において、それぞれ下記のとおり試算しました。

①公共施設等の試算条件について

【従来型の試算条件】

- ・試算基準年度（令和4年度末）時点に保有する、全ての公共施設（建築物・インフラ資産）について改修・更新を行い、維持する事を前提として、将来費用を推計します。
- ・今後、新たな建築物が発生しない条件で試算します。
- ・総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に準拠した60年サイクルのマネジメントを前提として実施します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は考慮しないものとします。

【長寿命化型の試算条件】

- ・試算基準年度（令和4年度末）時点に保有する、全ての公共施設（建築物・インフラ資産）を基に、廃止・統合等を予定する公共施設については施設再編を行い、将来的に維持すべき施設について改修・更新を行う事を前提として、将来費用を推計します。
- ・今後整備が予定されている施設（P18表2.1.4）の整備費用・大規模改修費用を含めて試算を行います。
- ・総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に準拠した60年サイクルを70年サイクルに伸長させて実施します。
- ・物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は考慮しないものとします。

(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

建築物系の公共施設及びインフラ資産について試算した結果を併せて、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に係る費用の見込み額を、下記のとおり試算しました。

①試算結果

【従来型の試算結果】

- ・表3.3.2「今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果」に示すように、従来型手法を用いて試算した令和6～45年の40年間における、公共施設等に要する将来費用は約948.1億円で、1年あたりで均すと約23.7億円/年となります。
- ・この金額は、充当可能財源である、約9.4億円/年を約14.3億円/年上回っており、前計画における「約15.1億円不足」という結果よりも状況が改善している様子が分かります。

【長寿命化型の試算結果】

- ・表3.3.2「今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果」に示すように、長寿命化型手法を用いて試算した令和6～45年度の40年間における、公共施設等に要する将来費用は799.3億円で、1年あたりで均すと20.0億円/年となります。
- ・この金額は、充当可能財源である、9.4億円/年を10.6億円/年上回っていますが、前計画における「約15.1億円不足」という結果よりも状況が改善している様子が分かります。

表3.3.2 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果

類型	充当可能財源 (百万円/年)	従来型			長寿命化型			
		総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	
公共施設	行政系施設	55.4	138.4		27.8	69.5		
	文化系施設	5.6	14.0		10.8	26.9		
	保健・福祉施設	9.0	22.4		3.9	9.7		
	医療施設	4.2	10.5		1.4	3.5		
	学校教育系施設	53.5	133.8		21.4	53.5		
	社会教育系施設	12.8	32.1		23.2	58.1		
	スポーツ・レクリエーション施設	10.7	26.8		14.3	35.7		
	公園	0.7	1.8		0.3	0.7		
	子育て支援施設	3.8	9.6		3.8	9.6		
	公営住宅	42.1	105.2		59.0	147.5		
	産業系施設	161.5	403.8		301.3	753.2		
	供給処理施設	13.0	32.6		9.8	24.5		
	その他	7.9	19.8		6.5	16.2		
計	429.8	380.4	950.9	-521.1	483.4	1,208.5	-778.7	
インフラ資産	道路	180.0	331.8	829.6	-649.6	80.0	200.0	-20.0
	橋梁	0.7	105.2	263.1	-262.4	105.2	263.1	-262.4
	上水道管路	159.9	80.6	201.4	-41.5	80.6	201.4	-41.5
	下水道管路	170.0	50.0	125.1	44.9	50.0	125.1	44.9
	計	510.6	567.7	1,419.2	-908.6	315.9	789.7	-279.1
総計	940.4	948.1	2,370.2	-1,429.7	799.3	1,998.2	-1,057.8	

※令和6～45年度の40年間の推計

※上水道管路及び下水道管路については、長寿命化によるライフサイクルコストの低減等のストックマネジメントを行う予定です。

②長寿命化型推計による費用縮減効果

表3.3.3「長寿命化型推計により期待される経済効果」に示すように、長寿命化型手法を用いて試算した令和6～45年の40年間における、公共施設等に要する将来費用は799.3億円で、従来型手法を用いた結果である948.1億円よりも、148.8億円の費用縮減効果が期待されます。

これを1年あたりで均すと、長寿命化型手法では20.0億円/年で、従来型手法を用いた結果である23.7億円/年よりも、3.7億円/年の費用縮減効果が期待されます。

従って、充当可能財源の不足状況も3.7億円/年改善される事が期待されますが、長寿命化型試算においても10.6億円/年の財源不足が推計されていることから、公共施設の量的な見直しや、各種工事実施時の費用縮減など、様々な取組によって、この乖離を埋めていく努力が必要となります。

特に、今後予定されている復興に資する観点から産業系施設等の整備にあたっては、施設整備後の運用についての方針を明確化し、行政負担の縮減を模索する必要があります。

表3.3.3 長寿命化型推計により期待される経済効果

充当可能財源 (百万円/年)	従来型試算結果 (A)			長寿命化型試算結果 (B)			費用縮減効果 (A-B)	
	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)	単年過不足 (百万円/年)	総額※ (億円)	単年費用 (百万円/年)
940.4	948.1	2,370.2	-1,429.7	799.3	1,998.2	-1,057.8	148.8	371.9

※令和6～45年度の40年間の推計

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

（1）急激な人口変動・構造変化への対応

本町では、現在も「帰還困難区域」の避難指示が継続されていますが、平成29年3月31日をもって「避難指示解除準備区域」および「居住制限区域」が、令和5年3月31日には帰還困難区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」の避難指示が解除されたことから、まさに町内の本格的な復興・再生が加速しつつある状況にあります。

令和2年の人口を見ると、住民基本台帳に登録された人口が16,797人、国勢調査の人口は1,923人となっています。今後、駅前を中心とする中心市街地や、立地が決定した福島国際研究教育機構の整備等の事業の進捗により、帰還・移住の更なる加速が想定されます。

また、全国的な傾向である少子化・高齢化・生産年齢人口の減少は、将来的に本町においても進行するものと推定されます。

人口及び人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

（2）官民の役割分担の明確化による行政負担の軽減

本町の公共施設は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興に向けて整備が進められたこともあって、比較的新しい建物が多く、築後30年以上経過した建物は全体の15%程度に過ぎません。

一方で、10年以内に整備された公共施設が4割強、今後整備を予定されている公共施設の延床面積が全体の1/3を占めているように、居住人口や交流人口の増加、経済復興の実現を目指した公共施設整備が進められようとしています。

これらの公共施設には急激な社会環境の変化に対応する観点から、行政主導で整備されてきた施設も多く、本来であれば民間の資本・ノウハウを活用すべき施設が散見されます。

今後の公共施設・サービスの維持を考えた時には、施設の民間移譲等を検討して、「民間が出来ることは民間に委ねる」視点が、地域経済を活性化させて雇用を創出する観点からも必要となります。

本計画で設定した充当可能財源では、大規模改修・更新等を継続することが困難な状況が見込まれていることから、町の財政や行政サービスの維持に対する重大な影響を回避する観点からも、民間資本等との役割分担について見直しを行い、公共施設としての施設総量・費用負担を縮減するという中長期的な視点から、計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があることから、施設所管課による個別施設計画の策定を推進して、本町の実情に合致した公共施設マネジメントを目指す必要があります。

（3）厳しさを増す財政状況への対応

これから本町の財政は、居住人口の増加を見込みつつも、将来的には生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等の一般的な変化に加えて、震災復興関連予算の縮減により、厳しくなっていくものと予想されます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

また、公共施設等の改修・更新費用の充当可能財源に対して、長寿命化型手法を採った場合においても大幅な費用不足が試算されたことから、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理及び運営を行い、施設の機能を維持していく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために下記の3つの視点を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止及び解体等）により、「供給量の適正化」を図ります。

<供給に関する基本方針>

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な改修・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の高機能化や長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

<品質に関する基本方針>

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた改修や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な改修計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

ユニバーサルデザイン化の推進

誰にとっても利用しやすい公共施設とするために、施設の改修や更新にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などに積極的に取り組みます。

脱炭素化の推進

令和5年3月に策定した「浪江町地球温暖化対策総合計画」において、令和12年度までに本町から排出される温室効果ガスを40千t-CO₂に抑制することとしています。

公共施設においては、省エネルギー対策の実施、改修・更新時の再生可能エネルギーの導入や活用を検討して脱炭素化を推進します。

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立及び民間活力導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

<財務に関する基本方針>

維持管理費用の適正化

現状の維持管理に係る費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

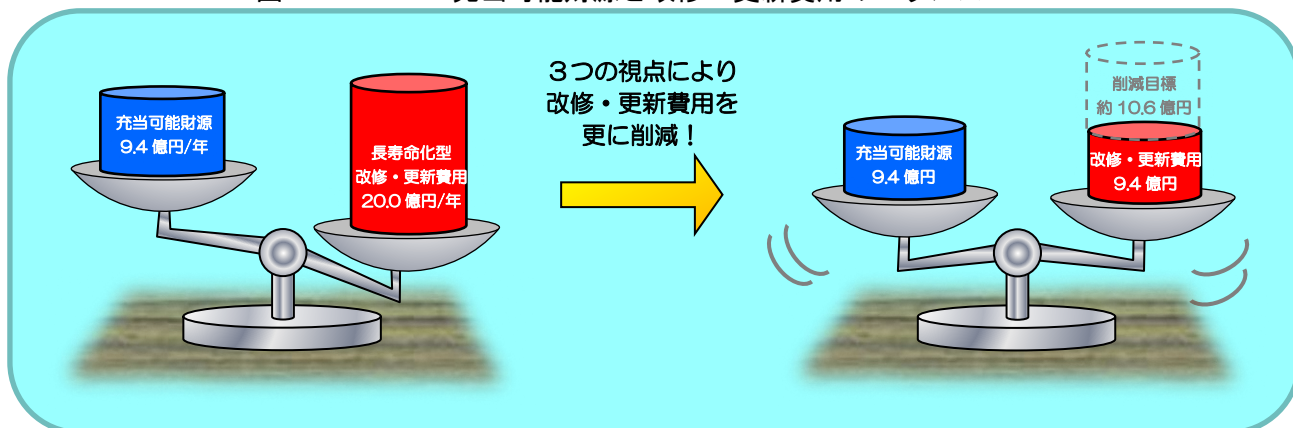
大規模改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

以上の視点により、公共施設等の将来費用において見込まれる、長寿命化型の年間約10.6億円の不足分を解消するために、今後40年間に見込まれる、公共施設における年間の改修・更新費用20.0億円のうち約53%（年間約10.6億円）を削減することを目標とします。

図4.2.1 充当可能財源と改修・更新費用のバランス



3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

①公共施設

本町の公共施設（建築物）は、築30年以上経過した建築物の延床面積は全体の15%強を占めており、大規模改修や更新が必要となる時期を迎えることとなります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように「(ア) 旧耐震基準」、「(イ) 新耐震基準（前期）」、「(ウ) 新耐震基準（後期）」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
(ア) 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。
(イ) 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するものの、築後15年以上経過した施設を対象とします。
(ウ) 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、築後15年以内の施設を対象とします。

(ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

(イ) 新耐震基準（前期）

築後30年が経過する公共施設（平成4年度以前建築）については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

(ウ) 新耐震基準（後期）

築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、劣化調査等の実施を検討します。

②インフラ資産

インフラ資産は、都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2) 維持管理・改修・更新等の実施方針

①公共施設

施設の更新にあたっては、人口動態や町民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理及び改修による経費削減を図るとともに、点検・改修、適切な時期に改修を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することで更新等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

②インフラ資産

インフラ資産は、費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

①公共施設

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改修・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の解体など、安全性の確保を図ります。

②インフラ資産

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

①公共施設

本町の公共施設のうち、耐震改修が未実施の建物はありますが、防災拠点施設や避難所の耐震性能が十分に発揮されるように維持管理を計画的に推進します。

②インフラ資産

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特長や緊急性や重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

①公共施設

公共建築物の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて、計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し、内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら計画の策定を進めます。

②インフラ資産

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的で大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や改修による適正な維持管理を図ります。

(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

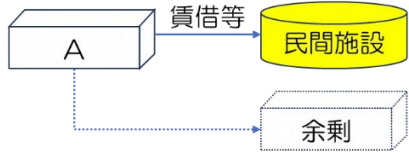

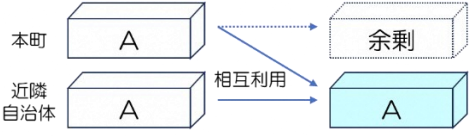
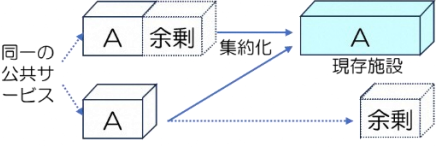
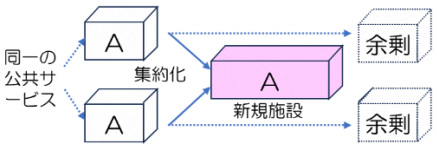
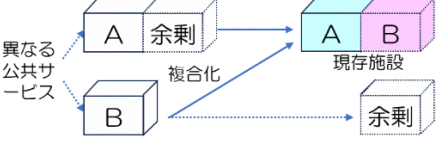
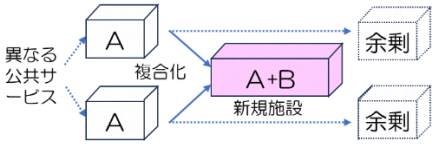
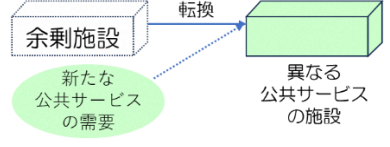
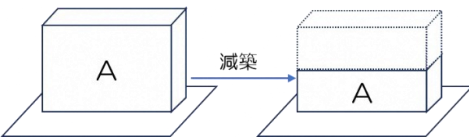
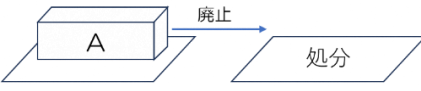
①公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用や代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量の縮減を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の供用廃止や解体を検討し、保有総量の縮減を図ります。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

図4.3.1 公共施設の再編パターン

方法	内容	イメージ
民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえて、周辺の民間施設を活用します。	
民間への売却	統合・複合化や廃止により遊休資産となった施設、跡地等を売却します。	
相互利用	近隣自治体と公共サービスが重複している広域対応施設については、相互利用します。	
集約化	同一公共サービスの複数施設を1つの施設に集約します。 (施設規模や数の縮小)	
		
複合化	異なる公共サービスの複数施設を1つの施設に複合します。 (施設規模や数の縮小)	
		
転用	機能をとりやめた余剰施設に、異なる他の機能を導入します。	
減築	大規模改修や更新の際に不要なスペースを削減し、延べ床面積を減らします。	
廃止	公共サービスの移転後、安全性が確保できない施設、今後も利用見込みのない施設は廃止します。	

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

②インフラ資産

今後の社会・経済情勢の変化や町民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

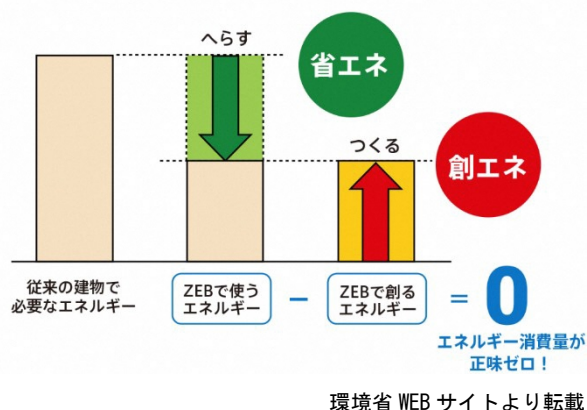
(7) バリアフリー化の推進方針

施設の改修や更新にあたっては、バリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などに積極的に取り組み、誰にとっても利用しやすい公共施設・公共サービスの実現に努めます。

(8) 脱炭素化の推進方針

浪江町地球温暖化対策総合計画（令和5年3月）に基づいて、環境の負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できる地球にやさしいまち浪江を実現する観点から、公共施設等の改修や更新に合わせて建物・設備等の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利活用などにより、ZEB（Net Zero Energy Building）化・脱炭素化を推進します。

図4. 3. 2 ZEB（Net Zero Energy Building）



(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人一人がその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

②民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまでも、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っていますが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP/PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ 公民連携)

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことで、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいいます。

③情報の公開と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民に公共施設等を含めた町の現状を認識していただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、パブリックコメントの活用など町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや町民との協働による、公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで整理した公共施設等の現状及び課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、下記に施設類型ごとの基本的な方針を示します。

1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

全ての公共施設は本方針に基づき、公共施設の更新や改修、再配置や利活用に係る運営方針等を検討していくこととなります。

(1) 行政系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の8.0%を占め、役場庁舎や消防屯所等を保有しています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比で2.1%と僅かとなっています。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防屯所については、実効性のある消防体制を実現する観点から、必要に応じた施設再編を行います。 ● 日常点検、定期点検等を実施し、雨漏りの予防補修など予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。

(2) 文化系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の1.8%を占め、文化財収蔵庫や防災コミュニティセンター等を保有しています。 ● この用途分類における築30年以上の施設は存在せず、総じて新しい建物となっています。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

(3) 保健・福祉施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の2.4%を占め、福祉センターや老人憩の家等を保有しています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比28.1%で、最も古い建物としては、津島老人憩の家（昭和48年度建築）があげられます。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 津島老人憩の家、老人憩の家やすらぎ荘は、築40年を経過し、老朽化も進んでいることから、廃止を含め検討します。

(4) 医療施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の0.9%を占め、浪江診療所、津島診療所等を保有しています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比43.0%で、最も古い建物としては、津島診療所（平成2年度建築）があげられます。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 築30年を経過して老朽化が進んでいる津島診療所は、廃止することを検討します。

(5) 学校教育系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の9.6%を占め、なみえ創成小・中学校の他に、津島小学校、津島中学校等を保有しています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比97.4%で、最も古い建物としては、津島小学校のプール専用付属室（昭和49年度建築）があげられます。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 住民帰還の進展や移住者の増大に対応して、適切な学校教育系施設を確保する観点から、施設規模について検討を行います。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 津島小学校、津島中学校等については閉校となっているため、なみえ創成小・中学校に機能集約を図ることとして廃止するものとします。

(6) 社会教育系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none">● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の2.7%を占め、なみえ創成クラブハウスや浪江町復興まちづくり支援施設、サンシャйнаみえを保有しています。● また、(仮称)浪江駅前交流施設の整備が予定されています。● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比28.1%で、最も古い建物としては、サンシャйнаみえ(平成元年度建築)があげられます。● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none">● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

(7) スポーツ・レクリエーション施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none">● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の4.0%を占め、浪江町地域スポーツセンターや町営高瀬野球場、町民津島体育館、なみえ運動公園の倉庫トイレを保有しています。● また、(仮称)復興海浜緑地(多目的広場)の整備が予定されています。● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比7.5%で、最も古い建物としては、町民津島体育館(昭和49年度建築)があげられます。● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none">● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。● 町民津島体育館は、築40年を経過し、老朽化も進んでいることから廃止するものとします。

(8) 公園

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none">● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の0.1%を占め、中央公園の公衆トイレ等を保有しています。● 中央公園及びポケットパークの公衆トイレについては、浪江駅前の面的整備事業にあわせて再整備が予定されています。● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比13.7%で、最も古い

<p>建物としては、中央公園の公衆トイレ（平成3年度建築）があげられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
<p>町の基本方針・将来の施設利用検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

(9) 子育て支援施設

<p>現状及び課題等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の2.0%を占め、浪江にじいろこども園、屋内アスレチック施設等を保有しています。 ● この用途分類における築30年以上の施設は存在せず、総じて新しい建物となっています。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
<p>町の基本方針・将来の施設利用検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 住民帰還の進展や移住者の増大に対応して、適切な子育て支援施設を確保する観点から、施設規模について検討を行います。

(10) 公営住宅

<p>現状及び課題等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の13.9%を占め、幾世橋住宅団地や請戸住宅団地等を保有しています。 ● 浪江駅前の面的整備事業にあわせて、(仮称)浪江駅前公営住宅の整備が予定されています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比27.9%で、最も古い建物としては、幾世橋集合住宅（昭和60年度建築、平成29年改築）があげられます。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
<p>町の基本方針・将来の施設利用検討</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 公営住宅のあり方について、帰還及び移住による住宅需要、高経年施設等の状況を総合的に判断していきます。

(11) 産業系施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の48.7%を占め、道の駅や大堀相馬焼物産センターをはじめとして、仮施設や共同利用施設等の様々な産業支援施設を保有しています。 ● 浪江駅前の面的整備事業にあわせて（仮称）浪江駅前商業施設の整備が予定されています。 ● 他にも、復興牧場や産学官連携施設の整備、木材製品生産拠点の拡充が予定されています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比5.5%で、最も古い建物としては、いこいの村なみえの宿泊所（昭和56年度建築）等があげられます。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 仮施設については役割を終えた物から廃止するものとします。 ● 産業団地用地やカントリーエレベータについて、追加投資を行う場合は、維持管理費用等の将来負担等を踏まえ、慎重に判断するものとし、既存の施設については、財源となっている国庫補助金の財産処分手続き等を適切に行ったうえで移譲を図るとともに、大規模改修費用や更新費用については、施設運営者の負担で行うこととします。

(12) 供給処理施設

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の2.6%を占め、取水場や浄化センター、ポンプ場等を保有しています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比40.7%で、最も古い建物としては、酒井取水場（昭和48年度建築）があげられます。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 高瀬浄化センター、酒井取水場、大堀取水場、谷津田取水場については、休止後の施設利用や解体時期等を検討していきます。

(13) その他

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 令和4年度末時点の延床面積比で公共施設の2.9%を占め、震災遺構浪江町立請戸小学校や大平山霊園、駅東西の駐輪場等を保有しています。 ● 駅西駐輪場、駅東駐輪場については、浪江駅前の面的整備事業にあわせて再整備が予定されています。 ● この用途分類における築30年以上の施設の割合は、延床面積比12.3%で、最も古い建物としては、駅西駐輪場、駅東駐輪場（平成元年度建築）があげられます。 ● 耐震基準に合致しない建築物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。

2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路・橋梁

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路としては、一般町道、農道、林道を合わせて591.8km保有しています。 ● 橋梁としては、336橋を保有しています。 ● 道路・橋梁は住民生活や経済活動の基盤であることから、適切な維持・管理が求められます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路路面調査などによる通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な改修・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。 ● 道路・橋梁は、事後における補修・改修から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 今後も保持していく必要がある橋梁については、定期的な点検や改修による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

(2) 上水道施設（管路）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道として、導水管と送水管・配水管を併せて約205.6kmを保有しています。 ● 管路の約95%は配水管が占めています。 ● 敷設後40年以上経過した管路が約72.8kmあります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、改修等の優先度を判断し、計画的に維持管理・改修・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。 ● 配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技术を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。 ● 上水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

(3) 下水道施設（管路）

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 約76.9kmの管路を保有しています。 ● 管路は全て昭和54年度以降に布設されており、布設後40年以上経過した管路が約5.1kmあります。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● （公社）日本下水道協会の「下水道維持管理指針（平成26年9月）」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、改修等の優先度を判断し、計画的に維持管理・改修・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 下水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

今後の公共施設等の総合的な管理の取組として、総務課と企画財政課が連携し、各部門の横断的かつ一元的な計画の進行状況の管理、また、状況に応じて計画の改訂、見直し、関係部署間の調整等を行う等、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

施設所管課においては、施設ごとに状況を把握し計画的な維持管理等を行うとともに、施設に係る将来的な費用を把握するため、個別施設計画の策定に努めます。

<各部門の役割分担>

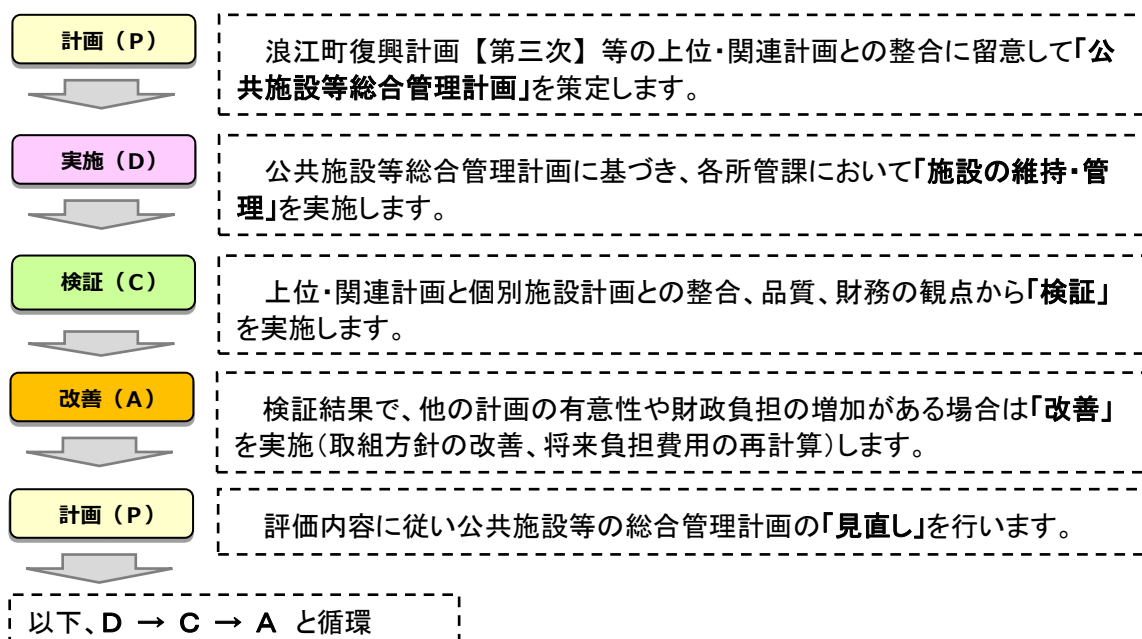
総務課……………本計画の改訂・見直しと進行管理、固定資産台帳等による公共施設情報の一元管理

企画財政課…復興計画や各種施策、財政負担等を踏まえた助言、調整

施設所管課…施設の計画的な維持管理と将来負担費用の把握、施設の統廃合、更新の検討
個別施設計画の策定

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組みます。



浪江町公共施設等総合管理計画

平成29年3月 発行

令和 6年3月 改訂

発行／福島県浪江町総務課

〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

電話 : 0240-34-2111

FAX : 0240-35-5352